

グローバル法務専攻 点検・評価報告書

2021（令和3）年3月

慶應義塾大学大学院法務研究科

目次

序章	1
(1) 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の設置の経緯及び目的、特色について	1
①慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の設置の経緯について	1
(ア) 大学院法務研究科の開設及びグローバル法曹養成の始動	1
(イ) グローバル法曹養成の課題—「外注型」への依存から「自国型」モデルの構築へ	2
②慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の目的、特色について	2
(ア) グローバル法務専攻の目的—「グローバル法務人材」の養成	3
(イ) グローバル法務専攻の特色—新たな日本版 LL. M. 構想（「J. D. -LL. M. 併設」モデル）	4
(ウ) グローバル法務専攻のもう一つの使命—LL. M. を用いたグローバル法務人材養成プログラムの海外展開	4
(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取り組み	5
本章	7
1 使命・目的	7
[現状の説明]	7
1-1 グローバル法務系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、目的を設定していること	7
1-2 当該グローバル法務系専門職大学院独自の目的は、専門職学位課程の制度上の目的に適ったものであること	7
1-3 目的には、どのような特色があるか。	7
1-4 ホームページ、大学案内等を通じ、独自の目的を社会一般に広く明らかにしていること。	9
1-5 教職員、学生等の学内構成員に対して、独自の目的の周知を図っていること。	9
[1 使命・目的の点検・評価]	10
(1) 長所・課題	10
(2) 改善・向上のためのプラン	10
2 教育課程・学習効果	12
[現状の説明]	12
2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。	12
2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務を架橋することに留意しながら、教育課程を体系的に編成していること。	13
2-3 授業時間帯や時間割は、学生の履修に配慮したものであること	19

2-4	授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規程に則した単位を認定していること。（「大学」第21条、第22条、第23条）	19
2-5	社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程とする配慮をしていること。	20
2-6	産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、 （1）以外の者が過半数であること。	20
2-7	グローバル法務を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。（「専門院第6条第2項」）	21
2-8	授業科目には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。	22
2-9	1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数であること。	23
2-10	実践的な教育を充実させるため、講義に加え、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等の授業形態・方法を採用していること。	23
2-11	多様なメディアを利用して、遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。	24
2-12	通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。	24
2-13	授業方法には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。	24
2-14	シラバスの明示	25
2-15	シラバスに従った授業	26
2-16	単位数の上限とバランスの良い履修	26
2-17	履修指導・学生相談	27
2-18	インターンシップ等の守秘義務	28
2-19	履修指導・学習相談の特色	28
2-20	成績評価の基準の明示	29
2-21	公正厳格な成績評価	30
2-22	学生からの成績評価に対する問い合わせ対応	30
2-23	単位認定	31
2-24	在学期間・修得単位数の設定	31
2-25	修了認定方法と基準の明示	32
2-26	在学期間の短縮	32
2-27	在学期間の短縮方法と基準の明示、運用	33
2-28	授与する学位の名称	33
2-29	学習成果の把握・評価	33
2-30	進路状況の把握	35
2-31	進路状況をふまえての教育課程の整備	35

2-3-2	学生の意見の勘案.....	36
2-3-3	教育課程連携協議会の意見の勘案.....	36
2-3-4	教育課程の内容と方法の改善・向上の特色.....	37
[2	教育課程・学習効果の点検・評価]	37
(1)	長所・課題	37
(2)	改善・向上のためのプラン.....	40
3	学生の受け入れ	43
[現状の説明]	43
3-1	学生の受け入れ方針を明文化し、かつ、学外に公表していること。	43
3-2	学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準、方法及び手続を設定していること。	44
3-3	選抜方法及び手続は、事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。	45
3-4	入学選抜にあたっては、あらかじめ定めた選抜基準及び手続に基づき、学生の受け入れ方針に適った学生を受け入れていること。	46
3-5	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	46
3-6	国際的な多様性を考慮するなど、学生の受け入れにおいて、独自の目的に即してどのような特色ある取組みがなされているか。	47
[3	学生の受け入れの点検・評価]	48
(1)	長所・課題	49
(2)	改善・向上のためのプラン.....	49
4	教員・教員組織	50
[現状の説明]	50
4-1	: 教員組織を編制するための方針を有していること。	50
4-2	: 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	50
4-3	: 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授であること。	50
4-4	: 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。	51
4-5	: 当該専門職大学院で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員であること。	51
4-6	: 実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。	51
4-7	: 実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。	52

4-8: 専任教員中に学部又は研究科(博士、修士若しくは他の専門職学位の課程)と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。.....	52
4-9: 専任教員の構成は、その編制方針に基づくとともに、専門職大学院の基本的な使命に照らし適切なものであること。また、理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置し、理論と実務を架橋する教育を十分に展開できるようにしていること。.....	52
4-10: カリキュラムの中核をなす科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。.....	53
4-11: 専任教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮していること。.....	54
4-12: 性別、その他グローバル法務分野の特性に応じた多様性を考慮した教員構成としていること。.....	55
4-13: 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続に関する規程を定め、それらの基準及び手続に基づいて公正に実施していること。....	55
4-14: 教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。.....	56
4-15: 教員、特に実務家教員について、実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。.....	59
4-16: 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献、社会への貢献等について、適切に評価していること。.....	60
4-17: 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。.....	61
[4 教員・教員組織の点検・評価]	61
(1) 長所・課題.....	62
(2) 改善・向上のためのプラン.....	62
5 学生支援	63
[現状の説明]	63
5-1 社会人学生や留学生のための支援体制を整備し、実施していること。..	63
5-2 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談及び支援体制を整備し、実施していること。.....	64
5-3 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、必要に応じどのような支援体制を整備し、取り組んでいるか。また、修了生の同窓会組織等との連携等をどのように図っているか。.....	64
5-4 学生支援には、独自の目的に即してどのような特色があるか。.....	65
[5 学生支援の点検・評価]	65
(1) 長所・課題	65
(2) 改善・向上のためのプラン.....	66

6 教育研究等環境	67
[現状の説明]	67
6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備.....	67
6-2 学生が自主的に学習できるスペース・学生相互の交流のためのラウンジ	67
6-3 情報インフラストラクチャーの整備.....	68
6-4 施設・設備の独自の目的に即しての特色.....	69
6-5 図書館における図書・電子媒体等の各種資料の計画的・体系的な整備..	69
6-6 図書館の開館時間	70
6-7 図書資料等の整備と独自の目的に照らしての特色.....	71
6-8 専任教員の授業担当時間の適切性.....	71
6-9 各専任教員の教育研究環境.....	71
6-10 教員の研究活動に必要な機会の保障.....	72
6-11 事務組織による支援・支援体制.....	72
6-12 専任教員の教育研究等環境の整備と目的に即しての特色.....	73
[6 教育研究等環境の点検・評価]	73
(1) 長所・課題	73
(2) 改善・向上のためのプラン.....	74
7 点検・評価	76
[現状の説明]	76
7-1 点検・評価のための組織体制を含む仕組みを整備し、当該グローバル法務系専門職大学院の教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。.....	76
7-2 点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備し、教育研究活動等の改善・向上に結びつけていること。..	77
7-3 認証評価機関等から改善を指摘された事項について、適切に対応していること。	77
7-4 外部評価の実施、修了生からの意見聴取等、教育研究活動等の改善・向上を図るうえで、独自の目的に即したどのような特色ある取組みがあるか。.....	80
[7 点検・評価の点検・評価]	81
(1) 長所・課題	81
(2) 改善・向上のためのプラン.....	82
終章	84
(1) 自己点検・評価を振り返って.....	84
(2) 今後の改善方策、計画等について.....	85

序 章

(1) 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の設置の経緯及び目的、特色について

①慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の設置の経緯について

(ア) 大学院法務研究科の開設及びグローバル法曹養成の始動

福澤諭吉により創設された慶應義塾は、日本最初の私学として、その建学以来 163 年に及ぶ歴史の中で、学問と価値の創造を通じて常に時代を先導し、幾多の優秀な人材を世に送り出してきた。法学教育の機関としても、1890 年の「法学部法律科」開設以来、各個人の権利尊重の理念を実現すべく、社会に貢献し得る「実学」としての法律学を身につけた専門人の養成を図ってきた。その取組みが成果をもたらして、今日に至るまで、法学部法律学科の卒業生は、高度な専門的能力を活かし、実業界をはじめとする社会の多方面で活躍している。また、法学部では、法曹の育成にも力を注ぎ、司法試験合格者数も着実に増やしてきた。

その後、慶應義塾大学は、建学以来の社会の先導者としての使命を自覚し、2004 年に、法科大学院を中心とした新たなプロセスとしての法曹養成制度が始動するに際して、「理論と実務の架橋」という法科大学院制度の理念に沿いつつ、かつ慶應義塾における法曹養成の独自の理念として「国際性・学際性・先端性」を掲げ、大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）を開設した。その結果、多くの司法試験合格者を輩出し、2013 年には、合格者数及び合格率の両方において全国法科大学院中 1 位という快挙をなし遂げた。今日、本学出身の法曹で構成される三田法曹会の会員は約 4000 名を数え、法曹人口の約一割を占めるに至っている。これも、慶應義塾が実践してきた法学教育の成功を証するものといえることができる。

法科大学院におけるグローバル法曹の養成は、2004 年の法科大学院構想の当初からの理念の 1 つであった。たとえば、中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」

（2002 年 8 月 5 日）においては、「取り分け、我が国がグローバル化の進展や社会経済状況等の変化に即応していく上で重要な国際渉外、企業法務、知的財産権等の分野で国際的にも活躍できる法曹の養成を期待するものである」と強調されていた。

実際に、主要な法科大学院においては、カリキュラムや留学制度において、グローバル法曹養成に向けた様々な試みを行ってきた。その中でも、本研究科は、「国際性」に関して顕著な実績を挙げてきたといえることができる。具体的にいえば、設置当初から、複数のネイティブの法曹・研究者専任教員が在籍し、ビジネス法務を中心とした 15 科目を超える英語での授業科目を提供しており、また、アメリカ、アジア、欧州の提携校から毎年 10～20 名の留学生を受け入れてきた。そして、本研究科で教育を受けた修了生のうち少なからぬ者が、いわゆる「グローバル法曹」として、グローバル・フィールドで活躍を開始している。

そもそも 1890 年の「法学部法律科」開設に始まる慶應義塾における法学教育が、福澤諭吉がアメリカからハーバード・ロースクール卒の気鋭の法律家ジョン・ヘンリー・ウィグモ

アを招聘し、ネイティブによる英語を用いた英米法科目に重点を置くカリキュラムとケーススタディという教育メソッドによって開始されたことを回顧するならば、本研究科におけるグローバル法曹養成は歴史的な必然であったといっても過言ではないであろう。

(イ) グローバル法曹養成の課題—「外注型」への依存から「自国型」モデルの構築へ

それでは、この間、グローバル法曹の養成はどのように行われてきたか。一言でいうならば、「外注」への依存ということに帰着する。すなわち、大手渉外事務所やグローバル企業が極めて優秀な一部のアソシエイトや法務部員を、主として、アメリカの Master of Laws (LL.M.) プログラムに派遣することによって、いわば「外注」型で行われているのが現状である。しかし、この「外注」依存では、わが国における真のグローバル化対応は立ち遅れるばかりではないか。以下の点が問題になるものと思われる。

1つは、渉外法務で活躍している日本人法曹、グローバル企業や国連等の国際機関で働くリーガル・スタッフの数はまだまだ不足しており、潜在的なニーズに追いついていない。そのためには、一部の優秀層だけではなく、より裾野を広げて、グローバル法曹養成を行う必要があると思われる。

2つは、アメリカのロースクールへの派遣のみでは、今後のグローバル化対応としては不十分という点である。むしろ市場は、アジアを中心に拡大しつつあり、自国の法制度を英語で発信する能力を身につけ、アジア市場で活躍できるグローバル法曹の養成が求められている。アメリカ法を学び、アメリカの法曹資格を得ることがグローバル法曹となる唯一の道だという時代はすでに終焉を迎えつつある。

3つは、もっとも重要な点であるが、「外注」依存によって、わが国のインフラ整備が完全に立ち遅れてしまっているという点である。わが国が「司法外交」立国を目指すためには、一方では、国際仲裁センターなど、わが国におけるグローバル法曹の活動拠点の整備が必要であるが、他方では、わが国において、プレーヤーであるグローバル法曹を養成するための教育インフラ整備が急務といえよう。

今後、日本が国際競争力を備えて「司法外交」立国となるためには、この分野での人材養成を自前で行うことができる「自国型」モデルを創設することが必須条件となると思われる。法曹養成制度のあり方について、発想の転換（「外注型」から「自国型」へのパラダイムシフト）が求められているのである。次のステップにおいては、法科大学院を中心とした法曹養成制度の中に、グローバル法曹養成のための「自国」型モデルをいかにビルトインさせるかを制度論として真剣に議論すべきであることは多言を要しないところであろう。慶應義塾におけるグローバル法務専攻（以下、「本専攻」という。）の開設は、その1つの試みである。

②慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の目的、特色について

(ア) グローバル法務専攻の目的—「グローバル法務人材」の養成

本専攻の目的は、「グローバル法務人材」の養成にある。グローバルなフィールドで活躍する法律専門職に対するニーズが、現在そして将来の日本社会とりわけビジネスの分野においてますます高まっていく状況の中で、本専攻は、そのようなニーズに応えることができる人材の養成を目的とするものであり、法曹養成専攻（法科大学院）に併設された英語を使用言語とする専門職大学院という形態をとる点において、国内で初めての画期的な取り組みである。入学者は、本専攻において、グローバル法務の基礎を学び、模擬契約交渉や模擬仲裁などで渉外法務のスキルを身につけ、さらに、グローバルな視点で法的問題を発見し、紛争を解決するとともに、ビジネスモデルや政策提言を行うことができる能力を兼ね備えた、グローバル法務に通暁した人材に成長することが期待される。また、グローバルな課題を多く抱える日本においては、日本やアジアの法・法実務について集中的に学習することを通じ、アジアを中心とした地域におけるグローバル・ガバナンスについて政策を提言し、アジア諸国の法整備を支援する人材を養成することが求められている。本専攻は、具体的には、以下の点を目指すものである。

第1には、法曹リカレントとしての「グローバル法曹」の養成である。すなわち、弁護士などの法曹有資格者が、法科大学院在学中は難しいものの、修了後、また実務についた後に、改めて「法曹リカレント」として、就学をし直すことを可能とする環境が必要である。

第2には、法曹資格の有無にかかわらず（法曹資格と切り離して）、グローバル企業のリーガル・スタッフや、国連等の国際機関やNGOのリーガル・スタッフ（「グローバル法務専門職」と呼ぶ。）の養成も重要な役割である。公共私ベストミックスが、国内的にも国際的にも主張される中で、「共」の充実が求められている。これら、「グローバル法曹」、「グローバル法律専門職」を含めて、「グローバル法務人材」と呼ぶことにしたい。

第3には、日本やアジアに関心を持った外国人法曹の養成の場が求められている。すなわち、本専攻には、外国人として日本やアジアの法・法実務に関心を持ち、将来、ビジネスその他のグローバルな法実務の分野で活躍することを目指す、アジア諸国及び欧米をはじめとする海外の法曹や法学教育修了者等が入学してくることが想定されている。修了後の進路としては、そのまま日本で法律事務所やグローバル企業に就職するほか、日本やアジアをはじめ、出身国等において、グローバル法務の第一線で法曹として活躍することが期待される。

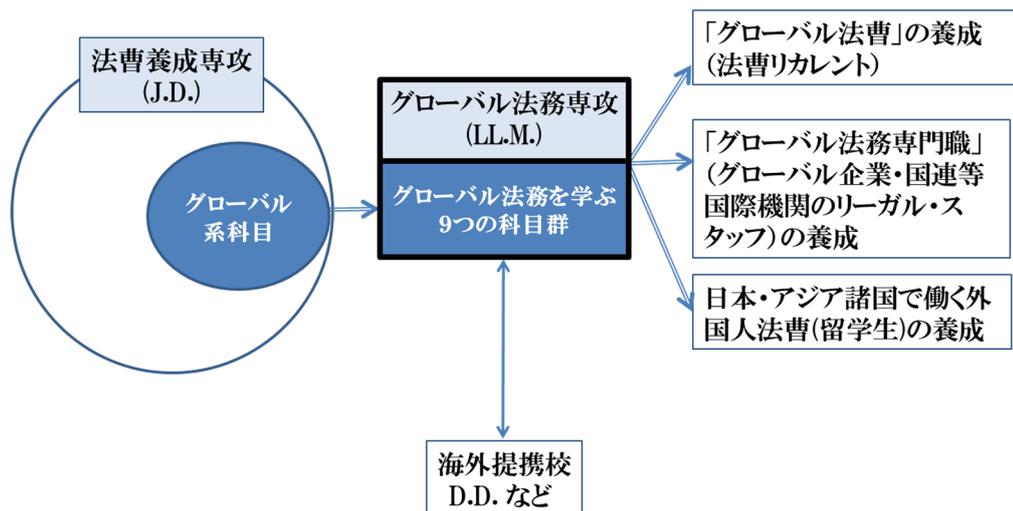
以上の「グローバル法務人材」の養成という目的を達成するためには、標準修業年限3年、93単位以上の修得が求められる法科大学院（法務博士）から、英語によるグローバル系科目を切り離して、1年30単位のディグリー・プログラム（LL.M.）を設けることが必須となる。特に、ディグリー・プログラムとすることにより、海外から日本やアジアに関心を持っている外国人法曹等を留学生として受け入れて、オン・キャンパスでグローバル環境を確保することが可能となるのである。

(イ) グローバル法務専攻の特色—新たな日本版 LL. M. 構想 (「J. D. -LL. M. 併設」モデル)

本専攻の特色は、既存の法科大学院である J. D. (法務博士) に併設して LL. M. (法務修士) という新たなディグリー・プログラム設けるという「J. D. -LL. M. 併設」モデルを採用しているという点に存する。

これは、アメリカのロースクールが 3 年間の J. D. と別に LL. M. という 1 年の専門コースを設けているのに着想を得たものである。ただアメリカとは異なり、J. D. と同じマスター・レベルの学位として、「専門職学位 (法学関係)」の枠組みを活用して、「グローバル法務修士 (専門職) (LL. M. in Global Legal Practice)」という学位が取得可能な別個の専門職大学院を併設する形で設置することとした。図式化すれば、法曹養成専攻 (J. D.) にすでに存在していた英語での授業科目を 50 科目ほどに増やして外にも併設し、LL. M. の学位 (ディグリー) を付与するという仕組みである ((図表 1) J. D. -LL. M. 併設モデル」参照)。

(図表 1) J. D. -LL. M. 併設モデル



かくして、本専攻は、英語を使用言語として、原則 1 年 (パートタイム 1.5 年又は 2 年)、30 単位 (学部卒は 36 単位) のコース・ワークにより、「法務修士 (LL. M.)」の学位取得が可能となる、「グローバル法務人材」養成を目的に、法科大学院に併設された全国初の専門職大学院として開設するに至った。これにより本研究科は、「法曹養成専攻 (法科大学院)」と「グローバル法務専攻」の 2 専攻 (2 つの専門職大学院) によって構成されることとなったわけである。

(ウ) グローバル法務専攻のもう一つの使命

—LL. M. を用いたグローバル法務人材養成プログラムの海外展開

本専攻のもう一つの使命として、グローバル法務人材養成プログラム自体の海外展開を行うという点がある。実はこの点が、グローバル法務人材を養成するためのインフラ整備の

上ではもっとも重要ではないかと考えられる。それを行うためには、世界各国が独自に、英語によるグローバル法務人材養成プログラムを持っていることが大前提となり、今後は、それを欠いては、国際的な競争・協調から完全に切り残されることが懸念される。その点では、わが国における英語による LL.M. コースの普及は必須かつ喫緊の課題なのである。具体的には、以下の 2 点がある。

(a) ダブルディグリー・プログラム

第 1 の海外展開は、ダブルディグリー・プログラムである。本研究科では、LL.M. の開設に当たって、ワシントン大学 (University of Washington, UW) スクール・オブ・ロー (アメリカ・シアトル市) との間でダブルディグリーの協定を締結した。春学期、本専攻の LL.M. で学んだ後に、秋学期からシアトルに移り、ワシントン大学の LL.M. で学ぶことによって、合計 1 年の在籍で、日米両ロースクールの二つの LL.M. を取得することが可能となるプログラムである。ワシントン大学は、①「Asian & Comparative Law LL.M.」、②「Global Business LL.M.」、③「Health Law LL.M.」、④「Intellectual Property LL.M.」、⑤「Sustainable International Development LL.M.」、⑥「Tax LL.M.」及び⑦「General Law LL.M.」の 7 つの LL.M. から構成されており、その中から一つを選び、さらに専門性を高めることができる。その後、同様のダブルディグリー・プログラムを、アジアの複数の海外提携校のうちハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学およびタマサート大学と締結した。

また、ダブルディグリーでなくても、海外提携校との単位互換制度により、在学期間のうちの 1 学期 (1 セメスター) を海外提携校に留学し、英語でのコミュニケーション能力を高め、海外での活動拠点や人脈などのネットワーク形成を行いつつ、単位を修得するという就学パターンも推奨される。

(b) グローバル法務人材養成プログラムの共同開発

第 2 は、LL.M. を活用したグローバル法務人材養成プログラムの共同開発である。本研究科は、成長するアジア市場において、新たに生じている法的課題に対し、グローバルな視野から課題の解決と共通利益の増進に向けてリーダーシップをとることのできるグローバル法務人材の養成するために、メコン地域諸国 (ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー) の 6 大学 (ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学、パニャサストラ大学、ラオス国立大学、タマサート大学、ヤンゴン大学) と協働して、アジア発グローバル法務人材養成プログラム (Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP) を共同開発することとした。同プログラムは文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」(2016 年度) に採択されている。具体的には、学生の相互派遣をベースとして、①LL.M. in Global Legal Practice の重点科目を共通科目としつつ、各国においてその歴史的・地理的・文化的特色等を活かした全科目英語を用いたプログラムを構築すること、②政府機関・国際機関・法律事務所・企業・NPO/NGO と連携したインターン等を実施することが推進されてきた。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取り組み

本専攻においては、法曹養成専攻と共通の「教育課程連携協議会」(専門職大学院設置基準 6 条の 2 第 1 項) とともに、「グローバル法務専攻アドバイザーボード」を設置し、毎

年、自己点検・評価活動の一環として、執行部から当該年度の事業報告を行い、問題点や課題につき指摘を受けている。

また、本研究科内の各種委員会の1つとして、「自己点検・評価委員会」を常設し、5年に一度、「自己点検・評価報告書」を作成して、認証評価の受審のタイミングにあわせて公表することとしている。

認証評価に関しては、本専攻については、わが国ではじめて開設されたグローバル法務系専門職大学院であることから、2017年4月の開設直後に、認証評価機関である大学基準協会に認証評価の受け入れを依頼し、その間、認証評価基準の策定に関連して同年12月7日に実施された第1回グローバル法務系専門職大学院認証評価準備委員会におけるヒアリングに向けて、自己点検を行った。

2021年度の認証評価の受審に向けては、2019年8月に、執行部及び自己点検・評価委員会を中心にワーキンググループを設置し、本格的に自己点検・評価を開始した。2021年3月に、本自己点検・評価報告書をホームページ上で公表することを予定している。

本章

1 使命・目的

[現状の説明]

【項目 1：目的の設定及び適切性】

1-1 グローバル法務系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、目的を設定していること

目的の設定については、大学院法務研究科学則第 1 条において、本専攻の目的として、「慶應義塾建学の精神に則り、学理及び応用を教授研究し、グローバル法務に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」として設定されている。

<根拠・参照資料>

・添付資料 1-1：大学院学則(2021 年度) (p.99 第 1 条)

1-2 当該グローバル法務系専門職大学院独自の目的は、専門職学位課程の制度上の目的に適ったものであること

目的のグローバル法務系専門職大学院への適合性については、上記本専攻の目的は、グローバル法務系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である「国際的な法務分野における高度な法的専門知識、広い見識及び実務能力を備え、実践的に活躍できる人材を養成すること」に合致しているといえることができる。

<根拠・参照資料>

・添付資料 1-1：大学院学則(2021 年度) (p.99 第 1 条)

1-3 目的には、どのような特色があるか。

目的の特色については、上記本専攻の目的は、個人の自律性の尊重及び社会に貢献し得る学問教育という慶應義塾の建学の精神、すなわち「独立自尊」と「実学」の教育理念に立脚したものという特色を挙げることができる。21 世紀の社会が必要とする法律専門家の養

成にあたって慶應義塾がなし得ること・なすべきことは、「国際性・学際性・先端性」の理念の下、「実学」としての法律学の教育を通して、新しい知的価値の創造と蓄積に努め、法的素養をもって新たな実業の世界を切り拓くに足りる人材を育むことにある。学生に対し、その生涯にわたる学びと研鑽の基盤を整備して、法学分野における 21 世紀の先導者を養成するという点は、本研究科において併設されている法曹養成専攻（法科大学院）と理念・目的を共通とするものである。

本専攻に先立って、2004 年に開設された法曹養成専攻は、トップ・ロースクール（法科大学院）の一角を占め、わが国の法曹養成制度を牽引してきた。この間、法曹界等に多くの有為な人材を送り出してきたが、特に、本研究科は、「国際性」に関して顕著な実績を挙げてきた。その成果を踏まえて、本研究科は、開設以来の「国際性」の理念に即した実績及びリソースを基礎に、本格的にグローバルに活躍する人材の養成を始動させたものである。

国際性は、現在の日本社会において、渉外法務に携わる弁護士に限ることなく、法律の専門家に普遍的に要求される属性となってきた。社会全体の国際化は、法的紛争及び犯罪の国際化をもたらし、法曹の活動領域の国際化をもたらさざるを得ないからである。渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関や NGO で働く法律専門職などを目指す者のために、グローバル法務の基礎を学ばせ、国際的な視野に立って国境を越えた法律問題をも解決できる能力を育むことは、21 世紀の法曹養成機関にとり共通に要求される必須の課題である。

序章でも言及したように、本研究科の具体的な目的は、①法曹（弁護士・裁判官・検察官）につきリカレントとして「グローバル法曹」を養成すること、②グローバル企業・国連等国際機関のリーガル・スタッフなど、法曹資格の有無を問わずグローバル・フィールドで活躍する法務専門職（「グローバル法務専門職」）を養成すること、③日本・アジア諸国で働く外国人法曹・法務専門職（留学生）の養成の 3 点に集約される。

以上が、本専攻の特色ある目的であり、グローバル法務系専門職大学院の目的として適切であるものと自負するものである。

< 根拠・参照資料 >

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021 年度) (p. 99 第 1 条)
- ・添付資料 1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021 年版) (p. 3, 28)
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科サイト，法務研究科概要—教育理念／目的／3つのポリシー／基本概要
<https://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>
- ・Keio University Law School サイト，LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>

【項目 2：目的の周知】

1-4 ホームページ、大学案内等を通じ、独自の目的を社会一般に広く明らかにしていること。

目的の社会一般への周知については、本研究科の掲げる「国際性、学際性、先端性」という3つの理念、本専攻の目的である「グローバル法務に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養」が、本研究科のホームページ、パンフレット等によって、社会一般に公表されている。大学のサイトにおいても、明記され明らかにされているところである。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021年版)(p.3, 28)
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科サイト「法務研究科概要—教育理念／目的／3つのポリシー／基本概要」<https://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>
- ・Keio University Law School サイト, LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>

1-5 教職員、学生等の学内構成員に対して、独自の目的の周知を図っていること。

目的の学内周知については、本研究科の掲げる「国際性、学際性、先端性」という3つの理念、本専攻の目的である「グローバル法務に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養」が、学生にも教職員にも周知されている。

まず、学生に対しては、本研究科の学則、ホームページ、パンフレットで公開していることに加え、新入学生に対するオリエンテーションや履修ガイダンスの際に繰り返し周知しているところである。

また、教職員に対しても、学則、パンフレットを毎年度配付し、併せてホームページの閲覧を促すことにより、理念・目的ならびに教育目標が繰り返し周知されている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料1-1：大学院学則(2021年度)(p.99 第1条)
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科サイト, 法務研究科 教育理念／目的／3つのポリシー／基本概要
<https://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>
- ・Keio University Law School サイト, LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>
- ・Graduate サイト, Law School

<https://www.keio.ac.jp/en/academics/graduate/>

・ The 3 Policies at Each Graduate School (Diploma Policy / Curriculum Policy / Admissions Policy) サイト

<https://www.keio.ac.jp/en/grad-admissions/other/policies/masters.html>

・ 添付資料 1-2 : 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2021 年版 (p. 3, 28)

・ 添付資料 1-1 : 大学院学則(2021 年度) (p. 99 第 1 条)

[1 使命・目的の点検・評価]

(1) 長所・課題

目的の設定及び適切性・目的の周知については、本研究科の掲げる「国際性、学際性、先端性」という 3 つの理念、本専攻の目的である「グローバル法務に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養」が、本研究科のホームページ、パンフレット等によって、社会一般に明らかにされており、また、学生及び教職員等への周知も十分に果たされていると評価できる。課題としては、社会一般への周知にとどまらず、日本人法曹や企業法務スタッフに入学者を増やすために、それらに照準を合わせた積極的な広報が求められていることがある。

この間、本専攻が、日本人法曹のリカレントにも一定の寄与をなしたということではある。15 名の日本人修了生のうち、法曹資格者は 10 名（うち 6 名が日本の法曹有資格者）であり、修了後はグローバル法曹として活躍している。しかしながら、開設当初は、定員 30 名のうち、20 名日本人、10 名留学生と目標を設定し、日本人の法曹や企業法務スタッフが入学し、海外からの留学生とともに、オン・キャンパスで切磋琢磨し、その相乗効果によってグローバル法務人材養成が加速することを想定していたが、実際には、仕事との両立が難しいこともあり、その規模の学生数を恒常的に確保するには至っていない。海外からの留学生のニーズが高いことから、定員における日本人・海外留学生の比率を見直しつつ、優秀な日本人法曹・企業法務スタッフへ重点的に広報を行うことが求められよう。

(2) 改善・向上のためのプラン

目的の設定及び適切性・目的の周知については、上記のとおり、日本人法曹や企業法務スタッフに照準を合わせたより積極的な広報が求められるという点に関連して、本研究科では、リカレント教育として、本専攻を学びの場として選択しやすくするための努力を継続している点に言及しなければならない。

具体的には、まずは、国際仲裁センターの設置など、「司法外交」立国を目指す国の動きに呼応し、国際仲裁など国際紛争解決分野における人材養成を推進することが重要である。この点については、【2-7】【2-31】で示すように、国際的に活躍しうる仲裁人や調停人等の養成や海外機関との連携プログラム（授業及びインターンシップ）を始動させてい

る。これらのプログラムについては、正規の学生だけではなく、科目等履修生として多くの日本人法曹が履修することが期待される。

次いで、グローバル法務修士（LL.M.）のディグリーの専門性を高めて、法曹界・ビジネス界の多様なニーズに応えるために、2018年4月から、【2-2】の（3）で記載する専門認証制度を導入している。現時点ではすでに34名の修了生に専門認証付の学位を付与している。今後は、専門認証制度と連動させて、ワシントン大学、ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学およびタマサート大学とのダブルディグリー・プログラムを推進する予定である。

これから数年間は、これらの魅力的なプログラムについて、ホームページにとどまらず、専門誌における広告、対談、論文などを通じて、適宜のタイミングで、日本人法曹や企業法務スタッフに情報を提供できるようにするとともに、日本仲裁人協会などの外部団体とも連携し、積極的にこの分野における人材養成を広報して行きたいと考えている。

2 教育課程・学習効果

[現状の説明]

【項目3：教育課程の編成】

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知について、本専攻では、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」を設けて、広く公表している。これらはいずれも、本研究科の法曹養成専攻に倣ったものになっているが、本専攻独自の内容を2017年の設置認可時に定めて、2019年8月26日の研究科委員会において英文及び和文について審議・可決した。その上で、3つのポリシーを本研究科ホームページ上で公開し、学生への周知を図っている。具体的な内容は、以下の通りである。

*ディプロマ・ポリシー

1 本専攻においては、グローバルな視点で法的問題を発見し、紛争を解決するとともに、ビジネスモデルや政策提言を行う能力を涵養し、将来グローバル法務に通暁した人材に成長するべき者を育成する。また、アジアを中心とした地域におけるグローバル・ガバナンスについて政策を提言し、アジア諸国の法整備を支援する人材を養成する。そのような法的能力を獲得した者に法務修士の学位を授与する。

2 前項の方針に従い、本専攻に1年以上の年数を在学し、教育の理念及び目的に基づいて設定したカリキュラムの下で、原則として30単位以上を修得したことを、学位授与の要件とし、法律実務の基礎を未だ習得していない学部新卒等に関しては、修了要件を36単位以上とするものとしている。

*カリキュラム・ポリシー

グローバル法務に関する高度の専門性が求められる職業を担うための学識を与え能力を涵養して、グローバルな視点で法的問題を扱う人材を育てるために、グローバル専攻における教育課程の編成及び実施の方針は、下記の通りとする。

1 本専攻の科目は、本専攻のディプロマ・ポリシーをよりよく実現するために、9つの科目群から構成される。具体的には、9つの科目群は、グローバル法務においてCore Program すなわち重点科目と位置付けられる選択必修の科目群と、Elective Program すなわち選択科目としてのその他の科目群に分かれている。設置されている授業科目は、Research Paper の作成に関するLegal Research and Writing科目群及びInternshipなどの実習科目であるPractical Training科目群なども含める。

*アドミッション・ポリシー

法曹養成専攻では、国際性、学際性、先端性を備え、21世紀の社会を先導する法曹の育成を目指しており、入学者選考においても、志願者が将来そのような法曹として社会で活躍するために十分な資質、潜在能力、意欲を備えているか否かを、様々な資料から総合的に判断して選考を行なう。

選考では、志願者が、大学における学部を中心とした教育を通じて、専門的な学識、一般的な教養、外国語能力などを十分に修得してきているか否かを重視して判断するが、社会人としての経験を有する志願者については、その経験を通して、いかにして高度な専門知識を身につけ、豊かな人間性を培い、新たな法曹への意欲を育んできたかについても考慮する。

以上の趣旨から、法学未修者コース・法学既修者コースのいずれについても筆記試験（法学未修者コースは小論文試験、法学既修者コースは法律科目試験）の他に、適性試験、学部成績等の提出資料を評価対象に加えている。さらに、志願者報告書を通して、志願者が大学学部・大学院などにおいて、どのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、社会人として経験を有する者については、どのような経験を有し、何を身につけたか、またそれを通して法曹への意欲をどのように育んできたか、ということ判断することとしている。

2 グローバル法務に従事する者に不可欠な基本的法知識と法的思考能力を確実に修得させる。

3 教員と学生が集う場としての教育を提供し、相互の議論を通じた法教育の発展を目指す。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021年度)
- ・添付資料 2-1：法務研究科委員会議事録(19-05)(議題8)・資料
- ・Keio University Law School サイト、LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>
- ・添付資料 2-2：Course Registration Guide(AY2021)

2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務を架橋することに留意しながら、教育課程を体系的に編成していること。

(1) グローバル法務系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命という観点からの編成について、本専攻の目的は、入学者ひいてはグローバル化した社会が求める多様な教育ニーズに、適切かつ十分に対応することにある。教育課程編成にあたっては、この基

本的な考え方を実現するために、カリキュラム・ポリシーにおいても言及している9つの科目群を設けて、多彩な授業科目を配置している。

1) Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群

日本法及びアジア法の領域について、実務的かつグローバルな見地から重要だと考えられる諸問題を取り上げ、基礎的な知の修得を目的とした科目を提供している。

2) Global Business and Law 科目群

グローバル・ビジネスの領域においてリーダーたる活躍をするにふさわしい能力の養成を目的とするものであり、企業法務に関する多様な科目を提供している。

3) Global Security and Law 科目群

セキュリティーの概念を広く捉え、宇宙法、国際人権法などの諸領域を多角的に学ぶことを目指すための科目を提供している。

4) Innovations and Intellectual Property Law 科目群

デジタル化が進む中で、知的財産の意義が高まっており、諸外国においても法整備が様々に検討され、法の重要な一領域として確立してきた。そこで、クロス・アポイントメント制度を活用して、海外提携ロースクールであるアメリカのワシントン大学スクール・オブ・ローから、知的財産法の分野において世界的に第一線で活躍してきた教員を毎年春学期に本研究科に迎え、開講する科目を中心に構成している。

5) Area Studies 科目群

アジア諸国を中心に法と地域社会の歴史と今後の発展について検討するものである。東南アジア、中国、韓国、そして欧州連合についての科目を提供している。

6) Comparative Law 科目群

アメリカ法、憲法、契約法、会社法、そしてコーポレート・ファイナンスを中心に、比較法の見地からの課題に関する科目を提供している。

7) Current Legal Issues 科目群

グローバル法務における現代的な課題をトピック的に取り上げて、対話形式で授業を実施する科目を設けている。

8) Legal Research and Writing 科目群

リサーチペーパーの執筆を希望する学生を対象に、法文書起案や研究論文の書き方を指導する。

9) Practical Training 科目群

Negotiation/Arbitration、国際取引に関する Drafting、Moot Court、法律事務所や企業等における Internship など、グローバル法曹及びグローバル法律専門職に必要な実習科目を幅広く展開している。

授業一覧

1) Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective

【1-1】 Law、 Culture and Development in Asia / 2credits / Spring

【1-2】 Introduction to Asian Law / 2credits / Fall

- 【1-3】 Japanese Law (State and Citizen) / 1credit / Spring
- 【1-4】 Japanese Law (Administrative Law and Regulatory Policy) / 2credits / Spring
- 【1-5】 Japanese Law (Trade Law and Policy) / 1credit / Fall
- 【1-6】 Japanese Law (Economy and Social Structure / 2credits / Fall
- 【1-7】 Japanese Law (Legal History and Transformation) / 2credit / Fall
- 【1-8】 Japanese Law (Labor and Employment) / 1credit / Fall
- 【1-9】 Japanese Law (Contemporary Issues) / 2credits / Fall
- 【1-10】 Japanese Law in Cross-border Matters/ 1credit / Spring

2) Global Business and Law

- 【2-1】 International Commercial Transactions / 2credits / Fall
- 【2-2】 Cross-border Litigation / 2credits/ Spring
- 【2-3】 Finance Transactions and Securities Regulations in Japan / 2credits/ Fall
- 【2-4】 Bankruptcy Laws / 2credits / Fall
- 【2-5】 Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions / 2credits / Spring
- 【2-6】 Japan-EU Relations and Global Business Law / 2credits / Fall
- 【2-7】 Corporate Governance and Risk Management / 2credits / Spring
- 【2-8】 Introduction to Arbitration / 1credit / Spring / Fall
- 【2-9】 International Commercial Arbitration I / 2credits / Spring
- 【2-10】 International Commercial Arbitration II / 2credits / Fall
- 【2-11】 International Investment Arbitration / 2credits / Fall
- 【2-12】 Japanese Competition Law / 2credits / Fall
- 【2-13】 Business Strategy and Contract / 1credit / Spring
- 【2-14】 Law of the Internet / 2credits / Spring
- 【2-15】 Start-up Company and Venture Capital Law / 2credits / Fall
- 【2-16】 Case Study in International Dispute Resolution and Regulatory Law/
1credit / Spring
- 【2-17】 International Capital Markets/ 2credit / Spring

3) Global Security and Law

- 【3-1】 International Law / 2credits / Spring
- 【3-2】 Law of International Organizations / 2credits / Fall
- 【3-3】 Globalization and International Criminal Law / 1credit / Fall
- 【3-4】 International Security Law / 1credit / Fall
- 【3-5】 Introduction to Space Law / 2credits / Spring
- 【3-6】 Multinational Corporations and Law / 2credits / Fall

4) Innovations and Intellectual Property Law

- 【4-1】 Intellectual Property from a Global Perspective / 2credits / Spring
- 【4-2】 Global Intellectual Property Management / 2 credits / Spring
- 【4-3】 International IP Licensing Agreements / 2credits / Fall
- 【4-4】 Innovation and Law I / 1credit / Fall
- 【4-5】 Innovation and Law II / 1credit / Fall
- 【4-6】 Intellectual Property Case Law and Enforcement / 2credits / Spring
- 【4-7】 Comparative Japanese IP Case Law: Product Design Protection / 1credits / Fall

5) Area Studies

- 【5-1】 Area Studies of Law(South East Asia) / 1credit / Fall
- 【5-2】 Area Studies of Law(China) / 1credit /Spring
- 【5-3】 Area Studies of Law(EU) / 1credit /Fall

6) Comparative Law

- 【6-1】 Introduction to American Business Law / 1credits / Fall
- 【6-2】 American Law and Society / 2credits / Spring
- 【6-3】 Comparative Constitutional Law / 2credits / Spring
- 【6-4】 Comparative Contract Law / 2credits / Spring
- 【6-5】 Comparative Corporate Law / 2credits / Fall
- 【6-6】 Comparative Corporate Finance and Law / 2credits / Fall

7) Current Legal Issues

- 【7-1】 Art Business and Law / 1credit /Fall
- 【7-2】 Sports Law and Dispute Resolution / 1credit / Fall
- 【7-3】 Gaming Law / 1credit / Spring
- 【7-4】 Seminar (Investment and Doing Business in Asia) / 1credit / Spring
- 【7-5】 Seminar (Case Study in International Competition Law) / 1credit / Spring
- 【7-6】 Seminar (Current Legal Issues) / 1credit / Fall

8) Legal Research and Writing

- 【8-1】 Graduate Writing Seminar / 1credits / Spring
- 【8-2】 Graduate Writing Seminar / 1credits / Fall
- 【8-2】 【8-3】 Research Paper I 、 Research Paper II

9) Practical Training

- 【9-1】 Negotiation / 2credits / Spring
- 【9-2】 Mediation / 2credit / Fall
- 【9-3】 Arbitration / 2credits / Fall
- 【9-4】 Legal Debate and Negotiation / 2credits / Fall
- 【9-5】 Drafting International Agreements / 2credits / Spring
- 【9-6】 Drafting International Agreements/ 2credits / Spring
- 【9-6】 Drafting International Agreements / 2credits / Fall
- 【9-7】 Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions / 2credits / Fall
- 【9-8】 Moot Court / 3credits / Spring & Fall
- 【9-9】 Internship I / 1credit / Spring & Fall
- 【9-10】 Internship II / 2credits / Spring & Fall
- 【9-11】 Internship III / 3credits / Spring & Fall
- 【9-12】 Internship IV / 4credits / Spring & Fall

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1 : 大学院学則(2021 年度) (p.105 第 11 条の 2①)
- ・添付資料 2-3 : 法務研究科講義要綱・シラバス(2021 年度)

(2) 国際的な法務分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置については、以下の通りである。すなわち、本専攻においては、一定の単位数について、カリキュラム・ポリシーに記載のある Core Program (具体的には、(Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群、Global Business and Law 科目群、Global Security and Law 科目群、Practical Training 科目群、これらを以下、「重点科目群」という) から選択必修としつつ、さらに多様な教育上のニーズが想定されることから、入学者が、各自の目指すグローバル法曹像・グローバル法律専門職像に照らして、上記に示した 9 つの科目群・60 を超える授業科目から、主体的に必要と判断する授業科目を選択することを原則と考えている。

1) Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群＝基本

この科目群では、日本法に関する基本的な知識を身につけることを目的に、学生の関心の高い分野を中心に授業を展開している。基本的な内容を扱いつつも、その他の科目群における日本法の発展・実践的な内容につなげることができるよう各担当者が工夫をしている。

2) Global Business and Law 科目群＝発展

コーポレート、ファイナンスなどのビジネス法の各領域及び比較法の見地からの授業をバランス良く配置している。2 単位の授業は、いずれも基本的な知識を前提に発展的な内容について身につけさせることを目的としている。

3) Global Security and Law 科目群＝基本

学生の中には、国際機関での活躍を目指す者も多いことから、国際法関連の科目を基本的な内容を中心に設置している。多くの学生は、履修後に国際機関でのインターンシップや模擬裁判への参加を通じて、発展的な内容を学ぶ機会を得ている。

4) Innovations and Intellectual Property Law 科目群＝発展・実践

知的財産法の分野は、実務経験のある学生にとって関心の高い分野であり、発展的かつ実践的な内容を中心とする授業を展開している。

5) Area Studies 科目群＝基本

アジア各国の法制度を中心に、基本的な内容について学ぶことができるようにしている。

6) Comparative Law 科目群＝発展

比較法の科目群であることから、Introduction とある場合であっても、基本的な内容を前提とした上での発展的な授業内容となっている。

7) Current Legal Issues 科目群＝発展・実践

現代的かつ最新の問題についての授業を、年によって担当者を変えることにより提供してきた。机上の学問にとどまらず、事例について検討する能力を養うことを目的としているため、発展及び実践的な内容の授業となっている。

8) Legal Research and Writing 科目群＝発展・実践

自ら選択した研究テーマについて、論文を執筆することから、発展及び実践の内容を含むものとなっている。

9) Practical Training 科目群＝発展・実践

ロールプレーの手法を用いた交渉、調停及び仲裁のシミュレーション演習、模擬裁判、インターンシップなどが提供されており、発展及び実践的な実習を経験できるような授業展開となっている。

<根拠・参照資料>

・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021 年度)

(3) 学生による履修が、系統的・段階的に行われるよう配慮するという点につき、本専攻では、法実務のグローバル化への対応という観点から、幅広く授業を展開しており、科目群ごとに系統的な履修を可能としている。

2018 年度からは、国際紛争解決法務、ビジネス法務、日本法、アジアの法と開発、そして知的財産法の 5 つを対象に、学生の履修したプログラムの高い専門性を認証するため、これらの一分野に特化して履修した修了見込みの学生に対し、法務研究科委員長が専門認証の授与を行っている。各専門認証を受けるには、関連する分野において 10 単位以上の単位を取得し、Research Paper (2 単位) に合格することを要件としている。また、国際紛争解決法務及びビジネス法務の専門認証については、科目群 9 の“practical training”から関連する 1 科目 (2 単位) 以上の単位取得を含んでいることが必要である。専門認証は、専門性に焦点を当てた重要な学位の証明となるものであるため、各専門認証分野のうちの 1 分野に限り申請することを可能としている。

この導入により、リサーチペーパーの作成に向けて、各学生が指導教員と相談をしながら、段階的に学ぶことのできる体制が整ったといえる。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-4：グローバル法務専攻専門認証について

2-3 授業時間帯や時間割は、学生の履修に配慮したものであること

本専攻は、フルタイムの学生を中心に授業を組んでいるが、社会人学生も学んでいる。そのため、法曹養成専攻の第1時限の開始時刻(9:00)よりも早く開始する授業や、法曹養成専攻の通常の最終時限の終了時刻(18:00)よりも遅く終わる授業を設置している。このほか、日曜祝日も含む日程での集中授業や土曜日開講科目も設けている。さらに余裕を持って学ぶことを希望する入学者のために、1.5年又は2年のパートタイムでの就学を認めている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-5：グローバル法務専攻時間割(2021年度)
- ・添付資料 2-6：グローバル法務専攻特定期間集中科目一覧(2021年度)

2-4 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間(教室外の準備学習・復習を含む。)等を考慮し、法令上の規程に則した単位を認定していること。(「大学」第21条、第22条、第23条)

単位の認定については、単位数にかかわらず、それぞれ科目の特性を考慮し、教育効果及び予習・復習に必要な時間の確保に配慮した授業の配置を行なっている。

授業は、2単位科目が中心であるが、これについては学期ごとに週1コマ・16週(定期試験を含む)の授業を基本的形態としている。3単位科目・1単位科目についても、2単位科目と同様の計算になるようにした上で、単位を認定している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-5：グローバル法務専攻時間割(2021年度)
- ・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021年度)

2-5 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程とする配慮をしていること。

本専攻は、グローバルに活躍する法律専門職（「グローバル法曹」及びその他の「グローバル法務専門職」）の養成を目指してきており、実際の入学者も当初に想定していた本専攻における入学者像である①実務経験を持つ内外の弁護士、②一定の実務経験を持つ企業法務部等のリーガル・スタッフ、③学部で法律学の基礎を学び、将来は国際機関等で活躍することを希望して、その採用に必要な修士号の取得を目指す高い語学力を有する最優秀の法学部等卒業生、等である。

これらの多様な入学者の希望に合うよう、Current Legal Issues など様々な現代的テーマを扱う科目を設置して、充実した科目展開を行ってきた。さらに、リサーチペーパーは、学生が自ら選択したテーマについて深く掘り下げて論文を執筆する機会であり、歴史研究から現代的な課題まで、幅広く学生の希望に応じた指導を行っている。また、視野を広げて、国際的に活躍する法曹の養成を行うために、LL.M. 設置科目においても法曹リカレント教育に力を入れてきている点は、本専攻の特筆すべき点である。今後も、現代的な課題を扱う授業を設けていくことを考えていきたい。

定員が 30 名と学生が少人数であるにもかかわらず、豊富な教育経験や実務経験を持つ講師陣による授業を数多く実施していることは、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に十分に対応しているものと考えている。

< 根拠・参照資料 >

- ・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021 年度)

2-6 産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1) 以外の者が過半数であること。

教育課程連携協議会については、以下の委員から構成しており、本研究科のウェブサイトにおいて公表している。委員については、(1) 以外の者が過半数を占めており、適正に構成されているものと考えている。

鈴木 正具（鈴木正具法律事務所 弁護士）
野崎 晃（野崎法律事務所 弁護士）
澤田 和也（馬場・澤田法律事務所 弁護士）
長 秀之（霞ヶ関公証役場 公証人）
原田 國男（田辺総合法律事務所 弁護士）
佐藤 主税（葵町公証役場 公証人）

杉山 忠昭（経営法友会 評議員（元代表）元 花王執行役員（法務・コンプライアンス部門統括））

井上 由理（日本ペイントホールディングス株式会社 執行役 最高法務責任者）

小幡 忍（日本電気株式会社執行役員兼チーフリーガル&コンプライアンスオフィサー）

森 まり子（東京商工会議所 新宿支社事務局長）

北居 功（法務研究科委員長）

渡井 理佳子（法務研究科副委員長）

磯部 哲（法務研究科委員長補佐）

岡 伸浩（法務研究科委員長補佐）

小池 信太郎（法務研究科委員長補佐）

宮下 和之（学生部課長）

これらの委員のうち、(1)に該当するのは、法務研究科委員長が指名した渡井理佳子・磯部哲・岡伸浩・小池信太郎・宮下和之の5名である。法務研究科委員長自身を含めると、16名中6名が(1)に該当するが、これは過半数には至っていない。(3)に該当する委員は1名であるが、本研究科の教育の特性からは、(2)の委員に数多く加わっていただくことが肝要と考えている。

(4)については、教育課程連携協議会の委員には入っていないが、本研究科が独自に海外の協定校の教授らに依頼して設置したアドバイザリーボードがある。

<根拠・参照資料>

- ・慶應義塾大学大学院法務研究科サイト、教育課程連携協議会委員

<https://www.ls.keio.ac.jp/post-16.html>

- ・添付資料 2-7：教育課程連携協議会記録（2019年5月27日）

- ・慶應義塾大学大学院法務研究科サイト、Advisory Board

https://www.ls.keio.ac.jp/en/advisory_board.html

- ・添付資料 2-8：アドバイザリーボード会議議事録（2020年10月2日）

2-7 グローバル法務を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。（「専門院第6条第2項」）

教育課程連携協議会及びアドバイザリーボードの委員からは、日本の法曹のグローバル化に貢献してほしいとの意見が出されていた。

この点、本研究科では、国際仲裁など国際紛争解決分野における人材養成を推進するため、世界でもっとも権威のある国際仲裁人養成機関の1つである「英国仲裁人協会（The Chartered Institute of Arbitrators）（以下、”CIArb”という）」の「認証コースプロバイ

ダー (Recognised Course Provider)」(以下、「RCP」という)としての申請を行い、2019年2月25日付で承認を受けた。法曹の新しい職域として、仲裁及び調停に注目が高まる中、他大学に先んじて本専攻が法曹分野のリカレント教育を推進する一步を踏み出したことは、教育課程連携協議会及びアドバイザリーボードの成果のひとつと位置付けることができる。

教育課程連携協議会のほか、設置認可時に海外の協定校の教授陣を委員とするアドバイザリーボードを独自に設置した。このアドバイザリーボードは、日本国内の法曹関係者及び海外の協定校の教授陣や日本法教育の第一人者から構成されている。海外のメンバーのうち、ワシントン大学の Daniel Foote 教授や Dongsheng Zang 教授にはグローバル法務専攻で授業をご担当頂くなど、密接に連携しながら教育課程を編成してきた。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-7：教育課程連携協議会記録（2019年5月27日）
- ・添付資料 2-9：CIArb 認証コースプロバイダー(RCP)証書
- ・添付資料 2-10：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2018年版)(p.8)
- ・添付資料 1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2021年版 (p.9)

2-8 授業科目には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。

本研究科は、学理及び応用を教授・研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培うことを目的としてきた。そこで、本専攻設置以前より、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念の下に、新しい時代の法曹に求められる幅広い人材の育成に必要な授業を設置してきた。

本専攻においてもこの考え方を受け継ぎ、また、【序章②(ア)】で示した様々な入学者のカテゴリーに応じ、重点科目群及び選択科目群を設定した。また修業年限が1年であることにも配慮しつつ、最先端のテーマを扱う授業の設置を心がけている。設置認可後の新たな取り組みとしては、前出の専門認証制度【2-2】及びCIArbの認証を受けたことがある。

CIArbについては、本研究科設置の科目(Introduction to Arbitration及びInternational Commercial Arbitration I)を履修し、単位を修得すれば、CIArbのメンバー(Associate及びMember)となる資格を取得することができるようになった。これらの科目は、本専攻の学生のみならず、法曹養成専攻の学生及び法曹リカレント教育プログラム(CLE)として国際紛争解決の分野で活躍したいと考えている弁護士等の法曹有資格者にも広く履修を認めていることから、履修者にとっては貴重なネットワーキングの機会ともなっている。

このように、多様な授業科目を通じて、本専攻は、日本におけるグローバル法務人材の養成を先導する機関である。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021年度)
- ・添付資料 2-9：CIArb 認証コースプロバイダー(RCP)証書

【項目 4：授業の方法等】

2-9 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数であること。

過去5年間における各科目の履修者の数の詳細は、資料に示した通りである。2020年度に関しては、最も履修者数の多かった科目は、春学期は International Capital Markets の17名(非正規性含む)、秋学期は International Commercial Transactions の19名(非正規性含む)であった。リサーチペーパーに関しては、各教員が各学期に指導をしている学生数は、1名～4名程度となっている。最大限学生の希望を活かしつつも、1名の教員が指導する学生の数が多くなりすぎないように配慮をしてきており、これまで学生から不満が寄せられたことはない。

全員と一緒に授業を受けても、教育効果を十分にあげられる適当な人数の範囲内に収まっている。本専攻の定員は30名であり、修業年限は1年が基本であることからすれば、今後も同時に授業を受ける学生の人数に関し、問題は生じないものと考えている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-11：グローバル法務専攻科目履修者数一覧 2017～2020年度

2-10 実践的な教育を充実させるため、講義に加え、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等の授業形態・方法を採用していること。

本専攻における授業においては、講義形式のみという形態はとっておらず、全てが双方向型の授業形式となっている。シラバスにおいて、成績評価の上で授業への参加や貢献度を挙げている科目が多いこともその現れである。本専攻が、専門職大学院課程に設置されていることから、演習及びケーススタディが授業の基本となっている。すなわち、多くの授業においては、事前に与えておいた課題をふまえて討論をしている。日本法の授業では、授業の

終了間際に簡単な事例問題を与え、授業内で学んだ内容をふまえて実践的に法文書作成能力を育む指導も行ってきた。インターンシップや模擬裁判も充実しており、理論及び実務をバランス良く学ぶ機会を提供してきた。

Practical Training の科目群は、実務家としての能力の養成を基本としていることから、ロールプレーの手法を用いたシミュレーションによるケーススタディや模擬授業のほか、フィールド・スタディ及びインターンシップ等の授業から学ぶ機会を十分に取り入れている。

このほか、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の関係で実施を見送ったが、夏期休暇中にはワシントン大学サマープログラムに学生を派遣している。これは、単位になるものではないが、2019 年度に法務研究科から参加した 7 名のうち 4 名はグローバル法務専攻の学生、3 名は法曹養成専攻の学生であった。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021 年度)
- ・添付資料 2-12：Internship 派遣実績
- ・添付資料 2-13：2019 年度 ワシントン大学サマープログラム参加者募集について
- ・添付資料 2-14：_2019 年度 ワシントン大学サマープログラムタイムテーブル

2-11 多様なメディアを利用して、遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。

2020 年度については、新型コロナウイルス感染症との関係で来日できない学生があったことから、全科目を Zoom 等のプラットフォームの活用により遠隔で開講した。しかし、遠隔授業はこれまで実施しておらず、2021 年度は本学全体の方針に則り、原則として対面による授業を再開することとしている。

2-12 通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。

本専攻には、該当する制度が存在しない。

2-13 授業方法には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。

グローバル法務修士専攻における教育も、これまでの法科大学院での経験や海外の提携校との交流からの成果をふまえて、それを発展継承するものとなっている。

本専攻への入学者は、法曹実務家、企業法務部勤務者、国際機関への就職を目指す新卒者、等にわたっている。そこで、これらの多様な入学者の教育ニーズに広く対応するために、既出の通り 9 つの科目群を設定し、豊富な教育経験や実務経験を持つ講師陣による教育を実施してきた。海外からの留学生を広く受け入れるために、完全セメスター制を導入し、すべての授業科目を 1 単位ないし 2 単位として完結性を持たせて、春学期からであっても、秋学期からであっても入学することが可能となるように配慮していることもその現れである。

授業方法としては、教員が一方的に知識を伝授するといったスタイルではなく、学生との対話を通じてリーガル・マインドを育むソクラテス方式が用いられており、教育手法においても多方向的なスタイルが既に定着している。

【項目 5：シラバス】

2-14 シラバスの明示

シラバスの明示については、全ての授業の担当教員に対し、各担当科目のシラバスとして、Course Syllabus for LL.M. Program（本研究科グローバル法務専攻講義要綱）の作成を義務づけている。これは「シラバス集」という冊子に製本されて学生にウェブサイト上でも公開するとともに、本学独自の教育支援システム上にも全科目のシラバスを掲載している。シラバスには、授業全体 15 回分（2 単位科目の場合）又は 8 回分（1 単位科目の場合）の授業計画、履修要件、毎回の授業の具体的内容、授業の方法、使用教材等を明示している。

具体的には、科目毎に、①Course Objectives and Attainment Goals（授業の目的と到達目標）、②Relationship to the Relevant Courses（関連する科目との関係）、③Course Type（授業の方法）、④Method of Evaluation（成績評価の方法）、⑤Course Materials（教材）、及び⑥Course Description（各回の授業内容（細目））を具体的に記載している。これらの情報に基づき、学生が受講の要否を判断することができるようにするとともに、各回の予習・復習をスムーズに進めることができるように配慮している。

また、シラバスは全科目について本学独自の教育支援システム上にも掲載されるため、どの学生も同システムにアクセスすることにより、いつでも、どこでもシラバスを閲覧し、その内容を確認することが可能である。なお、同システムには、お知らせ、教材配布、掲示板等の機能もあり、教員及び学生によって積極的に利用されている。さらに、シラバスは本研究科のウェブサイトにも掲載し、広く一般にも公開している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス（2021 年度）
- ・慶應義塾大学ウェブサイト、講義要綱・シラバス

2-15 シラバスに従った授業

シラバスに従った授業を的確に実施することは、本研究科及び授業を担当する各教員が最も重視しているところである。このことを担保するために、本研究科では、各教員の授業がシラバスに沿ったものであったかどうかを確認する方策を設けている。すなわち、毎学期の終了時に実施される授業評価アンケートにおいて、シラバスへの適合性を受講生が評価する項目を設けており、担当教員がこれを確認したうえで、必要な改善を図ることができる仕組みになっている。これにより、各授業の担当教員は、シラバスに沿った授業に関する受講生の反応、評価及び要望を把握し、授業評価アンケートでの指摘事項に回答するとともに、次年度の授業に活かすことができる。

もっとも、シラバスは、授業を実施する半年以上も前に執筆されるものであり、授業開始までの状況の変化、実際の進行状況等に合わせて、授業担当者が適宜修正することがあり得る。そこで、シラバスに変更がある場合には、本学独自の教育支援システムにおけるお知らせ、教材配布、掲示板等の機能を活用し、予め受講生にシラバスの変更について周知し、受講生が必要な準備を行うことができるよう、必要な追加情報、資料等の提供を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-15：授業評価アンケート結果一覧(2020 年度春学期)
- ・添付資料 2-16：授業評価アンケート結果一覧(2020 年度秋学期)
- ・添付資料 2-17：授業評価アンケート書式(2020 年度春学期)
- ・添付資料 2-18：授業評価アンケート書式(2020 年度秋学期)

【項目 6：履修指導・学習相談】

2-16 単位数の上限とバランスの良い履修

単位数の上限とバランスの良い履修については、次のとおりである。本専攻では、グローバル法務修士（専門職）/ Master of Laws (LL.M.)の学位を取得するためには、原則として30単位（ただし、法科大学院を修了した者及び法科大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は、学則所定の6単位を含む36単位。大学院法務研究科・学則第11条の3第2項）の取得を必要としている。1年間の取得単位の上限は44単位と設定している（大学院法務研究科・学則第11条の3第4項）。

なお、本専攻では、1年間でLL.M.の学位取得を可能としている。しかし、全ての授業を1年間で取り終えなければならないとしているものではなく、個々の学生が、その個別の学習計画、学習環境、その他の状況に応じて、柔軟かつバランスの取れた授業の履修をすることが可能となるように、1年半又は2年にわたる履修も可能としている。これにより、学生が各自の主体的な履修計画に従い、その学習ペースに合わせて、余裕のある履修を進め、充実した学習ができるように配慮している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1 : 大学院学則(2021年度) (p.107 第11条の3)
- ・添付資料 2-2 : Course Registration Guide (AY2021)
- ・Keio University Law School サイト、LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>

2-17 履修指導・学生相談

履修指導・学生相談については、次のとおりである。学生に対する履修指導・学生相談は、各授業の担当教員及び学習指導教員を中心に、常時きめ細かく行われている。その際には、学生の出身国、宗教、社会慣習、問題関心、学習歴、職歴、実務経験の内容、修了後の希望進路等、各学生の個別の要望や多様性を可能な限り尊重して、アドバイスをを行っている。

各授業の担当教員は、当該授業の内容に関する質問だけでなく、当該授業の受講生の学習全般に関する相談に対しても、その都度個別にきめ細かな対応をしている。本研究科では、授業を担当する全教員に対し、オフィスアワーの設定を義務づけ、連絡先と連絡方法を教育支援システムから学生に公開している。これにより、学生が教員と個別に時間を調整し、対面で、又はメール等を通じて、指導や相談を受けることができる。

また、リサーチペーパーの担当教員は、実質的に個別指導の担当教員として、リサーチペーパー履修学生に対し、テーマの選定、リサーチ方法の助言、研究材料の紹介・提供、論文の構成・内容等について、懇切丁寧な指導に徹している。

学習指導委員会では、同委員会の委員長を中心に、学生からの学習相談に対して、その都度個別に対応し、必要に応じて毎月開かれるLL.M.スタッフ会議において報告や審議を行い、迅速な対応を取ることができる体制を構築している。日本語の科目の履修についてなど、学生からの相談や要望につき学則等に規定がなかった事項については、LL.M.スタッフ会議で教員全体が情報を共有して審議し、必要に応じてルールを設けるなどして、学生のニーズに応えられるように配慮してきた。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-19 : Research Paper 履修者一覧 2020年度

- ・添付資料 2-20 : LL.M. スタッフ MTG 議事録 (2020 年 10 月 5 日)

2-18 インターンシップ等の守秘義務

インターンシップ等の守秘義務については、法律事務所、官庁、企業等へのインターンシップの履修に際し、履修学生に対して、予め守秘義務に関する文書を作成し、署名を得て提出することを義務づけることにより、守秘義務の内容の理解を図るとともに、守秘義務が実際に遵守されるように、細心の注意を払っている。

これまで学生の派遣先が決定した段階で、インターンシップ担当の教員が説明会を実施し、派遣にあたって留意すべき点を説明してきた。説明会では、法曹養成専攻と共通の内規の英語版に基づいた Internship Program Guidance を配布し、それに沿って説明をしながら守秘義務について注意喚起をしてきた。また、守秘義務の遵守に関しては、派遣の決まった学生に提出を義務づける文書のフォームを作成しており、必ずこれを使用している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-21 : Internship Confidentiality Agreement
- ・添付資料 2-22 : LL.M. Internship Program Guidance

2-19 履修指導・学習相談の特色

履修指導・学習相談の特色については、次の点が挙げられる。まず、本研究科は、本専攻に入学した学生が、自己の目標実現との関連で最善の科目履修を行うことができるように、入学手続の後・入学の前（4月及び9月）に、詳細なガイダンスを実施している（2020年度は4月15日及び9月17日に実施）。その際には、例年質問の多い項目についてなるべく丁寧に解説し、予め学生の疑問に答えるように努めている。ガイダンスでは、一般的な留意事項の説明をしたうえで、個々の科目の特色についても学習指導委員が簡潔に説明することにより、学生の履修計画の作成をサポートしている。ガイダンスでの説明後には、個別質問も受け付けている。

また、インターンシップ等の特色ある科目については、個々のプログラムの募集前に事前説明会を開催し、関心のある学生からの相談を受け付ける機会を設けている。

さらに、学生の希望に基づき、個別的な学習指導の機会を設けている。これらの機会を通じて、各学生の学修が円滑に進むようにするためのアドバイスを実施している。

本研究科では、授業科目を担当する全ての教員（非常勤講師も含む。）に対し、オフィスアワーを設定することを義務づけている。授業を担当する各教員は、個別にオフィスアワーを設け、連絡先とともに、教育支援システムを通じて学生に公開している。個別相談を希望

する学生は、各教員の指定する方法（一定の時間帯を指定する場合や電子メール等でアポイントメントをとるなどの方法）に従い、各教員による学習指導を受けることができる。

なお、JDS 留学生（バングラデシュ）及び JICA 長期研修員（ラオス）に対しては、留学生毎に所定の時間内で個別チューターを付し、学修上の相談、日常生活に関する相談等に応じる体制を整えている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-23：2020 年度ガイダンスの実施案内（9 月 17 日）
- ・添付資料 2-24：出講のご案内（2020 年度）（p6 オフィスアワー）
- ・添付資料 2-25：法務研究科個人学習指導員に関する内規

【項目 7：成績評価】

2-20 成績評価の基準の明示

成績評価の基準の明示については、次のとおりである。

成績評価（学修の成果に対する評価及び単位認定）は、各科目の担当者が予め設定する基準に従い、授業において議論内容を深めることに寄与する質問・コメント等による授業への積極的な参加度、口頭発表の内容、提出されたレポートの評価、中間試験の成績、期末試験の成績等を総合的に考慮して決定することとしている。

成績評価の方法は、各授業のシラバスにおける必要的記載事項とされており、各授業の履修に先立ち、学生に対して明示されている。

各授業の成績評価については、本研究科「大学院法務研究科・学則」第 12 条第 2 項～第 4 項に基づき、下記のとおり、各評語の比率を決めて平準化し、厳格なものとしている。

*配点基準

S：90 点以上、A：80 点以上 90 点未満、B：70 点以上 80 点未満、C：60 点以上 70 点未満、D：60 点未満（不合格）

*各評語の比率

S（90 点以上）：15%、A（80 点以上 90 点未満）：25%、B（70 点以上 80 点未満）：40%、C（60 点以上 70 点未満）：20%。

*インターンシップ、リサーチペーパー及び Graduate Writing Seminar は、合格（pass）又は不合格（fail）による評価となる。

各担当教員は、裁量により 10%の範囲で上記比率を変更できることができる。しかし、履修者数に対する各標語の比率については、成績評価の取り扱いについてのガイドラインを全教員に配布し、客観性を担保すると同時に教育効果の促進に役立ててきた。成績評価は、ガイドラインに明示されている比率を逸脱している場合については、担当教員に学習指導委員会に対する理由書の提出を求め、これを受けた委員会が、内容を検討した上で必要に応じて担当者に再評価を要請するなどの対応を行なっている。

これらの配点基準及び各標語の比率についても、本研究科「大学院法務研究科学則」を通じて、予め学生に明示されている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021 年度) (p.108 第 12 条)
- ・添付資料 2-2：Course Registration Guide(AY2021)
- ・添付資料 2-26：成績評価の取り扱い・ガイドライン・授業担当者別採点結果一覧及び理由書

2-2-1 公正厳格な成績評価

公正厳格な成績評価については、各科目の成績評価が、成績評価の方法、配点基準及び各標語の比率に従ったものであることを確認するために、各科目の採点終了後、その結果を学習指導委員会が確認し、それに沿っていない場合には、担当者に個別に連絡して、再検討を求めている。なお、A評価以下の標語に限り、各標語の比率に従うことができない特別の理由がある場合には、各科目の担当者にその例外的取扱いの理由を文書にして提出することを求め、研究科委員会で承認を得ることを必要としている。これに対し、S評価に関しては、厳格な相対評価を実施しており、例外を認めていない。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-26：成績評価の取り扱い・ガイドライン・授業担当者別採点結果一覧及び理由書

2-2-2 学生からの成績評価に対する問い合わせ対応

学生からの成績評価に対する問い合わせ対応については、本研究科は、各担当者がオフィスアワーのために学生に公開している連絡先等を通じて、個別に照会することを可能にする形で実施している。この問合せ先等の情報は、本学の教育支援システムを通じて、各授業を履修する学生に予め公開されている。

学生からの問合せに対しては、各担当者が各学生に対し、当該評価に至った理由を対面又はメール等を通じて説明している。

学生からの成績照会の結果、成績評価を修正する必要があることが判明した場合には、各担当者がその旨と理由を研究科委員長宛てに文書で提出し、これを研究科委員会の審議事項に付議して承認を得ることにより、成績評価の修正が行われる。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-24：出講のご案内(2020年度) (p6 オフィスアワー)

【項目 8：単位認定・課程修了】

2-23 単位認定

単位認定については、次のとおりである。本専攻に入学した学生が、他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定については、学生からの相談及び申請を受け、学習指導委員会が個別に対応し、申請があった科目の内容に従って認定の適否を吟味し、判断するものとしている。最終的には、本研究科委員会の承認を必要とする（本研究科「大学院法務研究科学則」第 11 条の 5 第 5 項、上限は 10 単位）。これにより、学生が入学前に他の大学院等で修得した単位の認定方法について、本専攻の教育水準及び教育課程としての一体性を損なうことのないよう、申請があった個々の科目毎に個々のケースに応じて実質的な判断を行うものとしている。

これまでのところ、本専攻の学生が入学前に本研究科に交換留学生として学んでいた際に履修した科目について、単位認定をした例があり、適正に行われている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021年度) (p.11 第 11 条の 5)
- ・添付資料 2-27：LL.M. スタッフ MTG 議事録(2020年10月5日) 議題 7

2-24 在学期間・修得単位数の設定

在学期間・修得単位数の設定については、次のとおりである。本専攻は、30 単位（ただし、法科大学院を修了した者及び法科大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は、学則所定の 6 単位を含む 36 単位。「大学院法務研究科学則」第 11 条の 3 第 1 項、第 2 項）の取得により、最短 1 年間でグローバル法務修士（専門職）/ Master of Laws (LL.M.) の学位を取得することを可能としている。しかしながら、これはあくまでも最短履修期間の設定であり、個々の学生の学習目標、学習計画、学習環境等に応じて、1

年半、2年間といった履修を柔軟に計画することができるように、個々の学生の個別事情に応じた主体的な履修を支援している。

在学期間については、休学をして長期のインターンに出向いた学生もあり、学則を厳守しながらも、個々の学生の要望に応じて柔軟な対応を図ってきた。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021年度) (p.107 第11条の3)
- ・添付資料 2-2：Course Registration Guide (AY2021)

2-25 修了認定方法と基準の明示

修了認定方法と基準の明示については、本専攻は、修了認定の方法として、本専攻に1年以上在学し、本専攻に設置された授業科目のうちから30単位以上を履修しなければならない、かつGlobal Business and Law又はGlobal Security and Lawのいずれかの科目群から4単位以上、及びPractical Training群から4単位以上を履修しなければならないものとしている（「大学院法務研究科学則」第15条第3項、第11条の3第1項）。

これに加え、法科大学院を修了した者及び法科大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は、Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective科目群のJapanese Law (State and Citizen)、Japanese Law (Economy and Social Structure)、Japanese Law (Legal History and Transformation)、Japanese Law (Contemporary Issues)から4単位、及びPractical Training科目群から2単位を含む6単位以上を履修しなければならない（大学院法務研究科・学則第15条3項、第11条の3第2項）。

これらの修了認定方法については、本研究科の「大学院法務研究科学則」に明示することどまらず、Course Registration Guide等により、本専攻の受験生及び入学者に明示的に公開されている。また、入学者に対しては、履修登録案内、ガイダンス等でも説明し、周知徹底を図っている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021年度) (p.107 第11条の3第2項, p.109 第15条3項)
- ・添付資料 2-2：Course Registration Guide (AY2021)

2-26 在学期間の短縮

本専攻には、該当する制度が存在しない。

2-27 在学期間の短縮方法と基準の明示、運用

本専攻には、該当する制度が存在しない。

2-28 授与する学位の名称

授与する学位の名称については、本専攻の修了者には、グローバル法務修士（専門職）/ Master of Laws (LL.M.)の学位を授与している。これは、本専攻が提供する科目内容の一般的特色を反映し、その内容に相応しいものとなっている。

加えて、本専攻は、【2-2】(3)で詳述した専門認証制度（2020年度現在、国際紛争解決法務、ビジネス法務、日本法、アジアの法と開発、知的財産法の5つ）を設け、各学生が特に力を入れて集中的に履修した分野の専門性の認定を行っている。専門認証は、本専攻における独自の設置科目の特色を反映したものであり、本専攻で学修することのメリットを示すものである。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 1-1：大学院学則(2021年度)
- ・添付資料 1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021年版)
- ・添付資料 2-2：Course Registration Guide(AY2021)
- ・添付資料 2-4：グローバル法務専攻専門認証について

【項目9：学習成果の把握等】

2-29 学習成果の把握・評価

学習成果の把握・評価については、本専攻では、本研究科の教育目標（「法科大学院パンフレット2021」等）、を具体的に達成するために、個々の授業の配置が、本研究科の教育理念である「国際性・学際性・先端性」を備えた法曹の養成に資するものとなっているか、学習指導委員会、LL.M.スタッフ会議、研究科委員会等を通じて、常時チェックし、見直している。新規の選択科目の開設を希望する教員は、必ず「新規科目開講申請書」を学習指導委員会に提出し、その内容がカリキュラム全体との関係で適切であることの確認を受けることが必要とされている。

また、個々の授業を担当する教員が、授業に先立って作成するシラバスにおいて、「授業の目的と到達目標」を明確に記載し、関連科目との関係における当該授業の位置づけを明らかにしたうえで、それを達成するための授業の方法、成績評価の方法を具体的に示し、全15

回分（2単位科目）又は全8回分（1単位科目）の授業の内容と各回の到達目標を明確にしている。学期末試験や学期末レポートにおいては、これらの到達目標を学生が身につけているかどうかを問うように心がけた出題がなされている。

さらに、これを踏まえ、本研究科では、受講者による授業評価を実施し、教育効果の測定を行っている。授業評価の方法は、授業の終了に近い所定の期間内に、各担当者が授業評価アンケート用紙を配布し、各々の授業がシラバス記載の「授業の目的と到達目標」に従って進められていたかどうか、どの程度の教育効果が上がったかどうかを明らかにするために、全科目について実施している。この授業評価アンケートは、①授業1回を受講するための予習時間（4段階回答）、②授業後の復習時間（4段階回答）、③シラバスと授業の一致度（5段階評価）、④レジュメその他の補助資料の有益度（5段階評価）、⑤授業内容の難易度（3段階評価）、⑥教員の説明方法の分かりやすさ（5段階評価）、⑦前項⑥の理由（4択）、⑧授業内容の分量・質（5択）、⑨授業でのソクラテスメソッド採用の有無・同メソッドの機能の有無、並びにii授業が学生の学識・思考力の習得に役立ったかどうか（3段階評価）、及び⑩授業に対する全般的感想（自由記述を含む。）からなっている。

受講生から授業評価が提出された後、前記①②と⑤⑥⑨iiの関係についてクロス集計を行い、全担当教員にフィードバックすることにより、受講生がどのような姿勢（予習、復習）で当該授業に臨み、その結果、どのような成果を残したかを確認することができるように工夫している。また、原則として、自由記述欄に記載された事項も、授業担当者に送付される（記載者の氏名は匿名としている）。これにより、授業を担当した教員が、受講生にどの点が評価されたか、どの点についてどのような要望があるか等を具体的に知り、将来の授業の改善に繋げてゆくことができる。これらの授業評価の送付を受け、授業を担当した全教員が、「授業評価に対する担当者の所見」を提出することになっている。その中で、授業評価についての各項目についての分析と意見、自由記載欄への記載内容に対する応答、改善方法の提示等を実施している。授業評価の結果は、すべての教員及び学生に対して公表され、透明性の確保が図られている。こうした工夫により、この授業評価システムは有効に機能していると考えられる。

さらに、学期毎に、全教員が他の教員の授業を参観し、それぞれの授業における各種の工夫について相互に情報を共有し合い、コメントを交換することを通じて、学習成果の把握・評価の方法についても、絶えず改善を図っている（2020年度は新型コロナウイルス感染防止のため開催を見合わせている）。

また、FD講演会も開催し、学習成果の把握・評価の方法の改善に役立てきた。2020年度秋学期は、2021年2月19日にオンライン授業をテーマに実施し、授業方法について意見交換をした。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021年度)
- ・添付資料1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021年版)
- ・添付資料2-15：授業評価アンケート結果一覧(2020年度春学期)

- ・添付資料 2-16：授業評価アンケート結果一覧(2020 年度秋学期)
- ・添付資料 2-17：授業評価アンケート書式(2020 年度春学期)
- ・添付資料 2-18：授業評価アンケート書式(2020 年度秋学期)
- ・添付資料 2-28：授業参観実施のご案内 (2019 年度春学期)
- ・添付資料 2-29：FD 講演会のご案内(2020 年度秋学期)

2-30 進路状況の把握

進路状況の把握については、次のとおりである。本専攻は、2018 年 3 月に初めての修了者を輩出した。その後、2020 年 9 月現在、73 名が本専攻を修了した。2021 年 3 月には、さらに 5 名（合計 78 名）が修了見込みである。

その進路状況については、同窓生が集う「Friends of the Keio LL.M.」（慶應グローバル法務専攻の友）を Facebook ページとして開設し、修了生の修了後の就職先等について、本研究科が把握できるようになっている。【5-2】で示す修了生を対象に実施したアンケートや Facebook 上のやりとりからは、修了生らが、法律事務所や企業において本専攻で学んだことを活かし、ステップアップしている様子がうかがえる。

また、こうした修了生の情報については、本専攻の説明会の機会を通じて、学内及び学外に発信している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-30：「Friends of the Keio LL.M.」（慶應グローバル法務専攻の友）Screen Shot（2020 年 11 月 30 日）

2-31 進路状況をふまえての教育課程の整備

進路状況をふまえての教育課程の整備については、本専攻では、修了生の就職先ないし進路状況、専門認証の取得状況等を踏まえ、学生の需要の高い分野についての科目や特別プログラムの創設を行っている。その例として、「シンガポール国際仲裁センターSingapore International Arbitration Centre」（以下、「SIAC」という。）の連携プログラム（授業及びインターンシップ）が挙げられる。

本専攻では、修了生の就職先ないし進路状況、専門認証の取得状況等を踏まえ、学生の需要の高い分野についての科目や CI Arb（前出【2-7】参照）や前記の SIAC に代表される特別プログラムの創設を行っている。

科目の新規開設、既存科目の内容の見直し等については、学習指導委員会がイニシアティブをとり、常に検討を続けており、今後も検討を継続する。

<根拠・参照資料>

- ・Following Up with Alumni of the Keio University LL.M. program
<https://docs.google.com/forms/d/1ZkPwC3Q5qDSXozPzT04MC-hUHUFwk76gcMFnnt5obV0/>
- ・添付資料 2-31：シンガポール国際仲裁センター_MOU

【項目 10：教育課程及びその内容、方法の改善・向上】

2-32 学生の意見の勘案

学生の意見の勘案については、本研究科では、【2-29】で示したように、受講者による授業評価を実施しており、その結果を各授業の担当者が勘案して、授業の改善に活かすことに努めている。各担当者は受講生から提出された授業評価に基づき、受講生の予習・復習の状況とその成果を確認し、自由記述欄の記載をも参照することにより、授業についての要望を踏まえて、次年度の授業の改善を行っている。

また、各授業の担当教員は、【2-17】にあるように、授業の後やオフィスアワーを設定して学生から相談等を受けつけているが、その際に、学生の意見・要望のうち、授業等に反映すべきものについては、各担当者がそのように努めている。

さらに、学生の意見・要望等のうち、本専攻全体での対応が必要と解される事項については、LL.M. スタッフ会議において審議し、必要な対応及び改善策の実施を行っている。

今後の課題としては、修了生の意見の反映をしていくことによって、より良い教育課程を編成できるものと考えている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-3：法務研究科講義要綱・シラバス(2021年度)
- ・添付資料 1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021年版)
- ・添付資料 2-15：授業評価アンケート結果一覧(2020年度春学期)
- ・添付資料 2-16：授業評価アンケート結果一覧(2020年度秋学期)
- ・添付資料 2-17：授業評価アンケート書式(2020年度春学期)
- ・添付資料 2-18：授業評価アンケート書式(2020年度秋学期)
- ・添付資料 2-20：LL.M. スタッフ MTG 議事録 (2020年10月5日)

2-33 教育課程連携協議会の意見の勘案

教育課程連携協議会の意見の勘案については、本研究科は、教育課程連携協議会を設置し、その指摘を取り入れることにより、教育課程の内容及び教育の方法について、常時改善の余地を探っている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-7：教育課程連携協議会記録（2019年5月27日）

2-34 教育課程の内容と方法の改善・向上の特色

教育課程の内容と方法の改善・向上の特色については、本専攻は、現役の学生、修了生等からの意見、その就職先、現在の活動状況等に鑑み、需要の高い分野についての科目や特別プログラムの創設を行っている。【2-31】に挙げた SIAC プログラムは、その一例である。

<根拠・参照資料>

- ・Following Up with Alumni of the Keio University LL.M. program
<https://docs.google.com/forms/d/1ZkPwC3Q5qDSXozPzT04MC-hUHUFwk76gcMFnnt5obV0/>
- ・添付資料 2-31：シンガポール国際仲裁センター_MOU

〔2 教育課程・学習効果の点検・評価〕

(1) 長所・課題

教育過程の編成【2-1～2-8】

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に関しては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを、オリエンテーションの機会やホームページを通じて、学生に周知してきた。学位授与方針をふまえた教育課程の編成・実施についても、幅広い分野にわたる授業を開講することで、学生に必要十分な選択肢を提供してきたほか、専門認証制度を導入したことで、学生の学習意欲を高めることができたと考えている。法令に則した単位認定については、法曹養成専攻と同様であることから問題は生じていない。さらに、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程については、授業やリサーチペーパーの指導を通じて、実現できているものと考えている。裾野を広げて、国際的に活躍する法曹の養成を行うために、法曹リカレント教育に力を入れていることは本専攻の特筆すべき点である。今後も、現代的な課題を扱う授業を設けていくことを考えていきたい。

今後の課題としては、本研究科の学則は日本語で作成されていることがある。履修や修了に関わる重要な内容は、履修案内に英語で記載されているものの、留学生の中には配布されても実際には理解できていなかった者もあったと考えられることから、英訳を進めているところである。

このほか、現時点では、大きな課題はないと考えているが、社会人の学生との関係では、いっそう柔軟に時間割を設定することが課題と考えられる。これまで充実させてきた国際紛争解決の領域については、アドバイザリーボードの意見をふまえてのものであり、今後も教育課程連携協議会、アドバイザリーボード、そして修了生からのフィードバックも得ながら、より魅力的なプログラム作りをさらに検討していくこととしたい。

授業の方法等【2-9～2-13】

本専攻の授業は、講義のみということではなく、事前に与えておいた課題をふまえての討論が中心である。インターンシップや模擬裁判も充実しており、理論及び実務をバランス良く学ぶ機会を提供してきた。教育効果を十分にあげられる人数ということについては、定員数からしても問題はなく、2020年度のように全面オンライン授業であっても、それ以前と変わらず双方向型の授業を実施してきている。

新型コロナウイルス感染症がまだ落ち着かない中で、従来のように海外でのインターンシップを実施できるかどうかは課題となるが、これまで通りの機会を確保できるよう、様々な工夫をしながら進めているところである。

シラバス【2-14・2-15】

シラバスの明示は、全授業科目について各担当者によって行われており、履修科目の決定時の選択、選択後の授業の予習・復習に役立てられている。シラバスに従った授業は、授業評価結果による確認等を通じて、各担当者に委ねられている。

この点に関する課題としては、科目によってシラバスの記載にバラツキがある点、シラバス掲載後における変更を速やかに周知する方法について、授業の各担当者が共有し、対処することが挙げられる。

履修指導、学習相談【2-16～2-19】

単位数の上限とバランスの良い履修は、1年間の取得単位の上限が44単位である一方、グローバル法務修士（専門職）/ Master of Laws (LL. M.) の学位取得には30単位（ただし、法科大学院修了者及び法科大学院修了者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は36単位）の取得を必要としていることから、1年間での学位取得も無理なく可能となるよう、特定の時間帯に授業を集中させない等、時間割編成に配慮している。履修上の支障に関する学生からの相談は、新型コロナウイルス感染症関連を除けば殆どなかったが、授業評価アンケート等による学生の要望を常にチェックし、学生の履修に無理や不便が生じていないかどうかを常時確認する。

履修指導・学生相談は、各授業の担当者及び学習指導委員会によってきめ細かく行われており、個別相談を希望する学生は、随時各教員による学習指導を受けることができる。

インターンシップ等に際しての守秘義務は、事前・事後において周知徹底し、細心の注意を払っている。

履修指導・学習相談の特色は、学生が教員に随時連絡して相談できる体制を取っている点にある。また、入学前（4月及び9月）のガイダンスに加え、JDS 留学生及び JICA 長期研修員に対しては、留学生1人ごとに個別チューターを付している。

成績評価【2-20～2-22】

成績評価の基準は、学則上評価基準（S、A、B、C、D）が明示された上で、成績評価の判定基準が、各授業のシラバスにおける必要的記載事項とされており、学生は履修に先立ち、各授業の成績評価の方法を予め知ることができ、履修の目標設定が可能である。

各教員は、成績評価基準に則って成績評価を行っている。A評価以下の標語に限り、各標語の比率に従うことができない理由がある場合は、その理由を文書で提出し、学習指導委員会の確認を経て、研究科委員会での承認を必要としている。S評価に関しては、例外を認めておらず、厳格な相対評価を実施している。

学生からの成績評価に対する問い合わせは、各授業の担当者が面談やメールによって対応している。本研究科では、成績評価に対する問い合わせの窓口及び手続を一本化することはしていない。この点に対する要望は現時点では聞かれていない。

単位認定・課程修了【2-23～2-28】

在学期間については、個々の学生の修学目的、様々な個別事情、学習環境等に応じて、1年、1年半、2年等の履修計画を主体的かつ柔軟に策定することができるよう、履修を支援している点に特色がある。

本専攻が授与する Master of Laws (LL.M.) の学位は、本専攻が提供する科目内容の全般的特色を反映した相応しいものであり、海外にも通用する一般的なものである。加えて、本専攻が認定する専門認証制度（2020年度現在、国際紛争解決法務、ビジネス法務、日本法、アジアの法と開発、知的財産法の5つ）は、本専攻の設置科目独自の特色を反映したものであり、本専攻で学修するメリットを示すものである。これら5つ以外の専門認証の必要性と可能性については、学生の需要、本専攻が提供可能な授業等を勘案しつつ、検討する。

本専攻を修了するための要件は、本研究科ホームページ及び履修案内で明示しているほか、ガイダンス等でも時間をとって説明してきており、これについて誤解や混乱が生じたことはない。今後は、いっそうのわかりやすさを目指すことが、課題といえることができる。

学習成果の把握等【2-29～2-31】

学生の学習成果の把握・評価は、各授業の担当者がシラバスにおいて明示している授業の目的と到達目標を踏まえ、授業中の質問・コメント・議論、授業時に課すプレゼンテーション、学期中や学期末に課すレポートや試験の結果、授業後に行われる授業評価アンケート等を通じて、各担当者によって行われている。それは、各授業の採点後間もなく行われる次年度のシラバスの作成に反映されることになる。

もっとも、各担当者が履修学生の学習成果をどのように把握し、評価したか、それを次年度の授業にどのように反映させる計画を持っているか等について、それを公表したり、相互

にチェックしたりすることは、制度化されていない。この点は、今後専攻全体として問題提起し、対応方法を検討すべき課題である。

修了生の進路状況については、全塾レベルで行われている進路届による把握、修了生各自の自発的な報告、SNSでの繋がり等を通じて、本研究科及び修了生同志で把握できるようにしている。

本専攻では、修了生の就職先ないし進路状況、専門認証の取得状況等を踏まえ、学生の需要が高い分野についての科目や、【2-7】で示したCIArb、そして【2-31】に示したSIACに代表される特別プログラムの創設を行っている点にも特色がある。こうした科目及び特別プログラムの新規開設、既存科目・プログラムの内容の見直し等については、継続的に検討する。

教育課程及びその内容、方法の改善、向上【2-32～2-34】

学生の意見の勘案については、授業時に各担当者に要望等を伝えることによって行われるほか、本研究科の全授業について履修学生から提出された授業評価結果を、評価項目毎に集計した後、自由記述欄の記載事項とともに、各担当者に送付し、各担当者がその結果をどのように捉え、次年度の授業等にどのように反映させるかについてコメントしてフィードバックすることが義務づけられている。その結果は全担当者によって共有される。これにより、学生の意見が適切に授業等に反映されるように配慮されている。

本研究科は、教育課程連携協議会を設置し、教育課程の内容及び教育の方法について、常時改善の余地を探っている。

教育課程の内容と方法の改善・向上の特色として、本専攻は、学習指導委員会及びLL.M.スタッフ会議が中心になり、学生の履修状況や要望を踏まえ、設置科目、履修方法（法曹養成専攻の科目履修等を含む）等について常に検討を続けていることが挙げられる。その際には、現役学生のみならず、修了生等の意見、その就職先、現在の活動状況等も考慮に入れて、毎年設置科目について見直し・検討を行っている。

(2) 改善・向上のためのプラン

教育過程の編成【2-1～2-8】

英文の学則の交付に関しては、現時点で英訳はほぼ完成していることから、2021年度からは新入生及び在学生に対し、公開することができるよう準備を進めていくこととしている。

教育課程の編成・実施については、本専攻の教授会に相当する毎月のLL.M.スタッフ会議において、今後も検討を重ねていきたいと考えている。

授業時間帯や時間割を柔軟に組むことは、社会人学生の入学を呼ぶためにも必要なことであると考え。フルタイムの学生である大半の学生とのバランスが問題になるため、すぐに多くの科目を夜間に組むことは難しいが、引き続き土曜日の開講や集中講義の提供について考えていくこととしたい。

教育課程連携協議会のほか、設置認可時から海外の協定校の教授陣を委員とするアドバイザーボードを独自に設置してきていることから、今後も教育課程連携協議会とアドバイザーボードの双方と意見を共有しながら、教育課程のさらなる充実を進めていく予定である。

授業の方法等【2-9～2-13】

夏の海外インターンについては、既にオンラインで実施したものがあつた。国内のインターン先からは、問い合わせに対し実施は難しいとの回答を得たため実現に至らなかつたが、引き続き協議をしながらインターンの機会を確保していきたい。来年度以降は、対面授業が原則ではあるが、海外からゲストスピーカーを迎えるなどの場合は、遠隔授業の方法を取り入れることも考えられる。

シラバス【2-14・2-15】

シラバスの記載方法について授業担当者間でバラツキがある点、及びシラバスに従った授業が行われたかどうかを確認することの制度化については、改善の余地がある。

これらについては、本専攻の各授業担当者及び外部講師によるFD講演会等の実施を通じ、シラバスの記載方法の工夫、シラバスに従った授業に関する評価方法等について、知識を共有していくことが考えられる。なお、現時点においても、授業評価アンケートの質問項目の中に、シラバスにそつた授業であつたかどうかは含まれており、学生からのフィードバックは得られている状況にある。

履修指導、学習相談【2-16～2-19】

履修指導・学習相談に関しては、これまで学生から不服の申し出もなく、十分な態勢をとつてきているが、今後も学生のニーズをきめ細かく把握できるよう、各教員が心がけていきたいと考えている。

成績評価【2-20～2-22】

成績評価についても、これまで問題は生じていない。グローバル法務専攻の設置科目は、法曹養成専攻の学生にも提供されているため、両専攻が方針を揃えて今後も厳格な成績評価をしていく方針である。

単位認定・課程修了【2-23～2-28】

大きな問題は生じていないが、在学期間について、学生の修学目的、個別事情、学習環境等に応じて、1年、1年半、2年等の履修を主体的かつ柔軟に計画することができるよう、多様な履修モデルがありうることを、ガイダンスや履修案内を通じて情報提供していくことが考えられる。

学習成果の把握等【2-29～2-31】

各授業の担当者がシラバスにおいて明示している授業の到達目標が達成されたかどうかに関しては、学習成果の把握及び評価の方法、次年度の授業への反映方法について、また、その結果の公表や相互チェックの方法について、本専攻の各授業担当者及び外部講師によるFD講演会等を通じて、各教員による取り組みや本専攻全体としての対応を検討する。

教育課程及びその内容、方法の改善、向上【2-32～2-34】

学生の意見の勘案に関しては、修了生の進路を把握して、その意見を反映させることも必要であると考えている。本専攻の修了生数の増加に鑑み、修了生の状況把握の方法については、全塾レベルで行われている進路届のほかに、本専攻の同窓生の組織づくりを一層強化する予定である。

3 学生の受け入れ

[現状の説明]

【項目 11：学生の受け入れ方針及び定員管理】

3-1 学生の受け入れ方針を明文化し、かつ、学外に公表していること。

学生の受け入れ方針については、本研究科の教育理念に基づいて設けたアドミッション・ポリシーに直接沿ったものとなっている。本研究科の法曹養成専攻においては、国際性・学際性・先端性を備えた法曹として社会を先導することのできる人材を確保することを受け入れの基本方針としてきた。本専攻においてもこの理念は同様であり、世界を舞台に活躍する法曹のほか、多国籍企業や国際機関のリーガル・スタッフの養成を目的に、日本のみならず世界の法制度についての知識を習得して英語で発信するという、難易度の高い挑戦に取り組む意欲と能力を持った志願者を受け入れることとした。

具体的な選考にあたっては、志願者の本専攻への志願理由やキャリアプラン、英語能力、人物評価、法律学関係の学業成績、法曹資格の有無、法律実務経験等について書類の提出を求め、公正かつ客観的な視点から、各志願者について総合的な評価を行っている。

そして、幅広い人材を受け入れることができるよう、日本在住の志願者と外国からの志願者（留学生）双方の便宜を考慮して、春入学に加えて秋入学も可能とした。この入学時期に合わせて、選考は各年度2回実施しており、例年5月頃に実施する第Ⅰ期入試では9月入学と翌年度の4月入学の出願を受け付け、同じく12月頃に実施する第Ⅱ期入試では翌年度の4月入学と9月入学の出願を受け付けて、各入学時期についての合格発表を行っている。さらに、本専攻では、文部科学省「大学の世界展開力強化事業～アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化～」及び一般財団法人日本国際協力センター(JICE)の人材育成奨学計画に基づく留学候補生の受け入れを行ってきた。これらの事業の対象者との関係では、毎年3月から4月にかけての時期に、これらの事業の対象者に限定した特別推薦入試を実施している。

学外への公表については、英文及び和文の「入学試験要項」及び本研究科のサイトにおいて公表している。これまで年に1度開催してきた説明会においても、情報提供を行って、可能な限り早期の周知を徹底してきている。

<根拠・参照資料>

- Keio University Law School サイト, LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>
- Admission for LL.M. in Global Legal Practice(Law School) サイト
<https://www.keio.ac.jp/en/grad-admissions/masters/ls/>

3-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準、方法及び手続を設定していること。

選抜基準、方法及び手続については、次のように定めている。なお、前述の特別推薦入試においても、異なっているのはこれらの事業の対象者であるという出願資格についてのみであり、実施している全ての入試において提出書類及び選考の方法は同一である。入学者の専攻にあたり、留学生についての入学定員や、日本人学生との比率を定めることはしていない。

(1) 出願資格

次の1.～2.の各号すべてに該当する者。なお、学位を有しない者でも法曹資格を有する場合には出願資格の1.⑧及び2.②を満たすものと認める場合があるため、出願資格の事前申請をすること。

1. 以下の①～⑥のいずれかに該当する者

1. 以下の①～⑧のいずれかに該当する者

①大学を卒業した者及び入学までに卒業見込みの者

②大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び入学までに授与される見込みの者

③外国において、学校教育における16年以上の課程を修了した者及び入学までに修了見込みの者

④専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であり、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び修了見込みの者

⑤文部科学大臣の指定した者

⑥大学に3年以上在学したもの（又はこれに準ずる者）で、本大学大学院において、大学院が定める所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

⑦外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者

⑧その他本大学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学までに22歳に達する者

2. 以下の①又は②のいずれかに該当する者

①法律学の学位取得者又は法科大学院の学位取得者

②2. ①以外の法学部卒業程度の法律学の基礎を修得していると考えられる者

3. 特別推薦入試については、以下の出願資格が加わる。

- ①法務研究科が実施する「アジア発グローバル法務人材養成プログラム」への参加校により
留学候補生として選出された者
- ②国際協力機構(JICA)及び日本国際協力センター(JICE)が実施する人材育成奨学計画
(JDS)の奨学生に選出された者

(2) 提出書類

- ①出願書類チェックリスト
- ②入学志願者調書
- ③志願票
- ④パーソナルステートメント
- ⑤志願者に関する報告書(推薦状、1通以上2通以内)
- ⑥卒業(修了)証明書・卒業(修了)見込み証明書/学位取得証明書
- ⑦成績証明書
- ⑧英語を母語としない者のみ TOEFL IBT(推奨)、IELTS(推奨)、TOEICのスコア

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 3-1: 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験要項(日本語)
- ・添付資料 3-2: 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験要項(英語)
- ・添付資料 3-3: 2020 年度実施グローバル法務専攻特別推薦入試入学試験要項(日本語)
- ・添付資料 3-4: 2020 年度実施グローバル法務専攻特別推薦入試入学試験要項(英語)
- ・添付資料 3-5: 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験チェックリスト
- ・添付資料 3-6: 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験パーソナルステートメント
- ・添付資料 3-7: 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験志願者に関する報告書

3-3 選抜方法及び手続は、事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。

選考方法及び手続は、3-2に示した内容を明記した本専攻の入試要項をホームページで公表している。選考については、「提出された書類にもとづき、入学の適否について総合的な選考を行います。また、選考の過程で必要に応じて、一部の者にステートメントの追加の提出を求める場合や面接を課す場合があります。」と記載して、この通りに運用してきている。

これまで、英語能力のレベルに疑義のあった者について面接を実施したケースがあるほか、特別推薦入試の志願者については全て面接を行ってきている。

<根拠・参照資料>

- Keio University Law School サイト, LL.M. Program Overview and Policy
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>
- Admission for LL.M. in Global Legal Practice(Law School) サイト
<https://www.keio.ac.jp/en/grad-admissions/masters/ls/>
- 添付資料 3-1 : 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験要項 (日本語)
- 添付資料 3-2 : 2020 年度実施グローバル法務専攻入学試験要項 (英語)
- 添付資料 3-3 : 2020 年度実施グローバル法務専攻特別推薦入試入学試験要項 (日本語)
- 添付資料 3-4 : 2020 年度実施グローバル法務専攻特別推薦入試入学試験要項 (英語)

3-4 入学選抜にあたっては、あらかじめ定めた選抜基準及び手続に基づき、学生の受け入れ方針に適った学生を受け入れていること。

入学選抜については、本専攻の専任教員によって、志願者の本専攻への志願理由やキャリアプラン、英語能力、人物評価、法律学関係の学業成績、法曹資格の有無、法律実務経験等について提出を受けた書類に基づいて、公正かつ客観的な視点から、各志願者について総合的な評価を行っている。採点にあたっては、事前に採点基準を作成してそれを採点者に周知している。

各採点者が採点を終えた後には、採点を担当した教員全員が出席する選考判定会議を開催し、志願者ごとに採点を点検した上で最終的な判定を行ってきている。採点基準を定めていても、書類の評価については、採点者に裁量の余地が認められることから、選考会議で評価作業を行なうことによって、可能な限り客観的な評価を行ってきたものと考えている。選考判定会議において合格者を決定し、それについて本研究科委員会の承認を受けて、合格発表を行っている。

<根拠・参照資料>

- 添付資料 3-8 : グローバル法務専攻入学試験結果(2016 年度第 I 期～2020 年度第 I 期)

3-5 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

これまで、入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は、以下及び根拠資料に示すように適正に管理してきている。

2020 年度	2019 年 度第 I 期	2019 年 度第 II 期	特別推薦 入試	2020 年 第 I 期	計
志願者	7	38	3	11	59
合格者	7	23	3	11	44
入学者 (A)	4(3)	16(7)	3(2)	9(4)	32
入学定員 (B)	30				
(A)/(B)*100	106.7				

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 3-9：グローバル法務専攻修了生・在籍者一覧
- ・基礎データ「志願者・合格者・入学者の推移」(表 2)
- ・基礎データ「学生定員及び在籍学生数」(表 3)

3-6 国際的な多様性を考慮するなど、学生の受け入れにおいて、独自の目的に即してどのような特色ある取組みがなされているか。

国際的な多様性に関しては、以下の表からも明らかであるように、多様性はこの 4 年間で既の実現しているものと考えている。これは、授業科目において比較法科目を多く取り入れるなど、多角的に学ぶことを可能としたカリキュラムが評価されている成果であると考えている。

国又は地域	学生数
中国	35
日本	16
ベトナム	7
大韓民国	7
バングラデシュ	6
タイ	5
フランス	4
米国	2
台湾	2
ラオス	2
フィリピン	2
ドイツ	2
スイス	2

シンガポール	2
オーストリア	2
インド	2
香港	1
フィンランド	1
トルコ	1
チリ	1
スペイン	1
ケニア	1
カンボジア	1
カナダ	1
イタリア	1

独自の目的に即しての特色としては、グローバル専攻の専攻分野の特性により、30単位以上又は36単位以上の修得を修了の要件として示した上で合格発表を行っていることがある。また、標準修了年限は1.5年又は2年に延長することが可能となっている。

法曹として「法律実務の基礎」を身につけている者については、標準修業年限は1年・修了要件は30単位以上である。一方、法曹資格の有無を問わず、国連等の国際機関のリーガル・スタッフなどの人材（グローバル法務専門職）の養成も目指しており、かつ、そもそも「修士」レベルでの専門職学位課程であることから、法学部卒業（法科大学院未修第1学年修了）程度の「法律学の基礎」を修得した優秀な学生も積極的に受け入れてきており、これらの者については修了要件を36単位以上としている。

すなわち、グローバル法務専攻の出願資格として要求されているのは、「法律学の基礎」（法学部卒業程度）の修得であり、履修上の区分として、標準の「法科大学院修了生・実務家コース」（30単位）と別に、「学部卒業生コース」（36単位）がある。これにより、幅広い年齢の学生の受け入れが実現し、グローバル・フィールドで活躍する法律専門職の養成において、多様性の確保ができるようになった。

実際に、入学者の国又は地域は、20ヶ国以上にわたっており、その背景も法曹実務家、企業法務経験者、国際機関に勤務している者、等にわたり、国際性と学際性を兼ね備えた学びの場が実現している。

<根拠・参照資料>

・添付資料3-9：グローバル法務専攻修了生・在籍者一覧

[3 学生の受け入れの点検・評価]

(1) 長所・課題

学生を受け入れる方針及び定員管理

学生を受け入れる方針については、【3-1】【3-2】【3-3】で示したように、受け入れの全般及び選抜基準・方法・手続について、ホームページにおいて英文・和文の入試要項を掲載し、FAQについても順次更新しながら明らかにしてきている。選抜の運用においても、【3-4】で示したように、適正・公正に実施することを常に留意し、絶対に誤りのないよう、選考判定会議で十分に時間をかけて議論をしてきた点は、大きな長所であると考えている。今後に向けて、大きな課題はないものと考えているが、いっそうの多様性を確保していきたいと考えている。また、【3-6】今後は日本人の学生をいっそう増やすための努力もしていきたいと考えている。

定員管理については、【3-5】で示したように、新型コロナウイルス感染症の問題もあって、入学時期の延期を特例で認めるなど難しい対応を迫られた1年であった。しかし、これまでは適切に管理ができています。

(2) 改善・向上のためのプラン

学生を受け入れる方針及び定員管理

これまで、世界各国から多様な背景を持つ学生を受け入れてきた。この傾向を維持すべく、ホームページのリニューアルの見直しを検討すべき時期にあるものと考えている。具体的には、入試情報をよりわかりやすく掲出すべく、従前はPDFで掲出していたFAQをすぐに確認できるようにするなどの工夫を検討しているところである。新型コロナウイルス感染症の関係で、2020年度は説明会の開催ができなかったが、多様性と日本人の学生の確保に向けて、広報活動にも力を入れていきたいと考えている。そのため、今後も法曹リカレント教育に積極的に取り組み、日本人学生の数が増えるようにしていきたい。また、世界各国から幅広く出願を受けることができるよう、海外にいるアドバイザーボードのメンバーとも連携しながら、広報活動に力を入れていくこととしたい。

入学定員については、新型コロナウイルス感染症のために、入学辞退や入学時期の延期を希望する学生も多かったものの、概ね管理が出来てきている。そこで、今後も引き続き適正な管理に努めていきたいと考えている。

4 教員・教員組織

[現状の説明]

【項目 12：教員組織の編成】

4-1：教員組織を編成するための方針を有していること。

教員組織を編成するための方針について、本専攻は、以下の方針で教育組織を編成している。本専攻の専任教員の構成は、当面 10 名前後とする。その構成は、専門職大学院として、専門的職業人養成に重点を置くことから、研究者教員だけではなく、全体の専任教員数の 3 割を実務家教員とする。英語を使用言語とした専攻であるので、ネイティブの専任教員を一定数確保する。職位構成は、教授を過半数とする。

重点科目群に欠員が生じたときは可及的速やかに後任を選定し、適切な配置の維持に努める。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 4-1：・グローバル法務専攻設置の趣旨等を記載した書類(p. 17)

4-2：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。

専任教員数に関する法令上の基準の遵守について、本研究科の専任教員数は、2020 年 5 月 1 日時点において 12 名（海外提携ロースクールとのクロス・アポイントメント 1 名を含む）であり、法令上の基準（専任教員数は 7 名）を遵守している（「告示 53 号」第 1 条第 1 項）。

<根拠・参照資料>

- ・基礎データ「教員組織」（表 5）

4-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授であること。

法令上必要とされる専任教員数における教授の数については、2020 年度における本専攻の専任教員 12 名の構成は、教授 11 名及び准教授 1 名であり、その半数以上が教授で構成されている（「告示 53 号」第 1 条第 7 項）。

<根拠・参照資料>

- ・基礎データ「教員組織」(表5)

4-4:専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、本研究科のすべての専任教員について、1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者か、2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者か、3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当する。

<根拠・参照資料>

- ・基礎データ「教育・研究業績」(表7)
- ・添付資料2-15:授業評価アンケート結果一覧(2020年度春学期)
- ・添付資料2-16:授業評価アンケート結果一覧(2020年度秋学期)
- ・添付資料2-17:授業評価アンケート書式(2020年度春学期)
- ・添付資料2-18:授業評価アンケート書式(2020年度秋学期)
- ・添付資料4-2:Notification on Class Evaluation Survey(2020年度春学期)

4-5:当該専門職大学院で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員であること。

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、次のとおりである。2020年5月1日時点における本研究科の専任教員12名の構成は、実務家教員6名、研究者教員6名である。これは、専任教員数の3割以上が実務家教員であるとの、法令上必要とされる基準(「告示第53号」第2条)を満たしている。

<根拠・参照資料>

- ・基礎データ「教員組織」(表5)
- ・基礎データ「教育・研究業績」(表7)

4-6:実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

実務家教員の執務経験・実務能力については、専任全員が5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員である。よって、法令上必要とされる基準（「告示第53号」第2条）を満たしている。

<根拠・参照資料>

- ・ 基礎データ「教育・研究業績」（表7）

4-7：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。

実務家教員中の「みなし専任教員」については、いわゆるみなし専任教員4名の1年間の担当科目の単位数は、いずれも4単位を超えている。みなし専任教員は、本研究科委員会の構成員として、研究科委員会や専任者会議、学習指導委員会等の各種委員会への参加などに関し、通常の専任教員と同一の職務上の権利を有し義務を負っている。

<根拠・参照資料>

- ・ 基礎データ「教員組織」（表5）
- ・ 添付資料4-3：法務研究科各種委員会委員

4-8：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。

専任教員中の兼担については、2020年5月1日現在、専任教員中に学部又は研究科と兼担する教員はいない。

<根拠・参照資料>

- ・ 基礎データ「教員組織」（表5）
- ・ 基礎データ「専任教員個別表」（表6）

4-9：専任教員の構成は、その編制方針に基づくとともに、専門職大学院の基本的な使命に照らし適切なものであること。また、理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置

し、理論と実務を架橋する教育を十分に展開できるようにしていること。

専任教員の構成については、研究者教員の専門分野は、「憲法」(1名)、「行政法」(1名)、「民法・開発法学」(1名)、「国際法」(1名)、「EU法」(1名=2020年度をもって退職)、「知的財産法」(クロス・アポイントメント1名)である。

実務家教員は、グローバル・ビジネス法務(ネイティブ3名を含む6名(2021年度より1名着任))である。実務家教員は、グローバル・ビジネス法務に通暁した専門家であり、単独又は研究者教員(非常勤講師を含む)と一緒に担当すると共に、Practical Training科目群に属する科目を担当し、理論と実践を架橋する教育を行える体制をとっている。日本人の実務家教員は、いずれも長らく法科大学院の実務家専任教員として法曹養成に寄与してきた者であり、渉外法律事務所、渉外法務、ファイナンス法務等の先端ビジネス法務案件を担当し、アメリカ、イギリス、オーストラリアへの留学や海外ロースクールで授業や講演を行うなど豊富な海外経験を有する。

ネイティブの実務家教員は3名を数える。内1名は、連邦最高裁判所裁判官のロークラークを務めたのち、アメリカそして日本において大手法律事務所に勤務し、企業の商取引を中心とする多種多様な案件を広く担当してきた。もう1名はアメリカの法曹資格を有しアメリカの大手法律事務所での勤務を経て、日本で法律事務所を開設している。他の1名は日米双方の法曹資格を有し、米国系大手証券会社、日本及びニューヨークの大手法律事務所での勤務を経て、現在は日本における国際仲裁人として活動している。

<根拠・参照資料>

- ・ 添付資料1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021年版)
- ・ 添付資料4-4：グローバル法務専攻科目担当者リスト
- ・ 基礎データ「専任教員個別表」(表6)
- ・ 基礎データ「専任教員の教育・研究業績」(表7)
- ・ Keio University Law School ウェブサイト, Professors
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/faculty.html>

4-10：カリキュラムの中核をなす科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。

中核をなす科目への専任教員の適切な配置については、次のとおりである。本専攻においては、2020年度、重点科目である Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群、Global Business and Law 科目群、Global Security and Law 科目

群、Practical Training 科目群につき、それぞれ 5 名、5 名、1 名、5 名が適切に配置されている。また、実務と理論の架橋をなす科目として本専攻が重視している Legal Research and Writing 科目群には、12 名の専任教員が配置されている。

中核をなす科目への兼任又は兼任教員を配置は、他の専任教員の場合と同様に、下記 4-13 において説明する「教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程」に従って行われる。すなわち、当専攻のスタッフ会議が、中核をなす科目に関して新任教員を募集する必要があると判断した場合、法務研究科の人事委員会にその旨を申し入れ、人事委員会は、「研究者教員新任人事内規」（2010 年 3 月 3 日制定、2010 年 4 月 1 日施行、2010 年 10 月 18 日改定）又は「実務家専任教員新任人事内規」（2010 年 3 月 3 日制定、2010 年 4 月 1 日施行、2010 年 10 月 18 日改定）に基づいて、法務研究科の全専任教員に対し、期限を定めて候補者の推薦を募集する。応募があった候補者の中に、仮に採用された場合に兼任又は兼任教員となる者がいる場合は、人事委員会において当該候補者を当専攻の教員に採用すると法令上必要とされる基準（平成 15 年文部省令第 16 号）を満たさなくなるおそれがないかを検討し、そのおそれがある場合は、推薦者と協議のうえ推薦の取下げを要請し、当該候補者を選考小委員会による審査の対象から外すことにしている。なお、本専攻において、これまで法令上必要とされる基準を満たさなくなるおそれがある候補者を推薦された先例は存在しない。

人事案件は、人事委員会で人事委員会案を決定した後、研究科委員会での審議・承認を経て、運営委員会で最終決定する。

<根拠・参照資料>

- ・ 基礎データ「専任教員個別表」（表 6）
- ・ 添付資料 4-5：法務研究科人事委員会「研究者教員新任人事内規」
- ・ 添付資料 4-6：法務研究科人事委員会「実務家専任教員新任人事内規」
- ・ 添付資料 4-7：大学院法務研究科（法科大学院）運営委員会規程

4-11：専任教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮していること。

専任教員の年齢構成については、2020 年度における本専攻の専任教員の年齢構成は、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上でバランスの取れた構成となっている。具体的には、31 歳～40 歳が 1 名、41 歳～50 歳が 1 名、51 歳～60 歳が 6 名、61 歳～70 歳が 4 名である。

<根拠・参照資料>

- ・ 基礎データ「専任教員個別表」（表 6）

4-12：性別、その他グローバル法務分野の特性に応じた多様性を考慮した教員構成としていること。

教員の男女構成比率の配慮については、専任教員12名中、女性は3名である。現段階では、優秀な人材を確保しつつ適正な男女構成比率を維持することができている。

<根拠・参照資料>

- ・ 基礎データ「専任教員個別表」(表6)

【項目13：教員の募集、任免及び昇格】

4-13：教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続に関する規程を定め、それらの基準及び手続に基づいて公正に実施していること。

教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程については、次のとおりである。本研究科においては、教員の募集・昇格に基準及び手続に関する規程については、本研究科内に設けられた人事委員会の内規として、「研究者教員新任人事内規」(2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定)、「実務家専任教員新任人事内規」(2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定)、「研究者専任教員昇任人事内規」(2010年8月30日制定、同日施行)及び「実務家専任教員昇任人事内規」(2010年3月3日制定、2010年4月1日施行)が定められている。

なお、罷免等を含む懲戒処分については、全学の賞罰規程に従う。

教員の募集・任免・昇格に関する、規程の基準及び手続に則った、公正な実施について、本専攻では、法曹養成専攻と同じ手続により、法科大学院固有の専任教員組織である研究科委員会及び人事委員会の責任による教員の募集・任免・昇格が行われている。

新任人事及び昇任人事を司る人事委員会の委員は、人事委員会規程に基づき、研究科委員会が選出した専任教員15名によって構成される。具体的には、法務研究科委員長が、研究者教員と実務家教員の別、専攻の別等を考慮した上で、人事委員会委員の候補者リストを研究科委員会に提案し、研究科委員会委員による信任投票を行い承認する。人事委員会委員長は、人事委員会規程に基づき、同委員会委員によって互選される。

個別の候補者の審査を行なう選考小委員会については、人事委員会が専攻及び研究者教員・実務家教員のバランスを考慮し、本研究科の専任教員の中から3名又は5名(昇任人事については3名)を提案し、研究科委員会にて承認する。

以上の人事の手続きは、慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、同「実務家専任教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、同「研究者専任教員昇任人事内規」（2010年8月30日制定、同日施行）及び同「実務家専任教員昇任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行）によって、明確に規律がなされており、本研究科においては、それら規程等に則って、法科大学院固有の専任教員組織により責任をもって、専任教員の募集・任免・昇格に関して適切な運用がなされている。

そして人事案件は、人事委員会で人事委員会案を決定した後、研究科委員会での審議・承認を経て、運営委員会で最終決定する。

なお、【4-9】でも言及したが、EU法担当の研究者教員が急遽2020年度末で退職することが決定した。この後任については、科目の特性も含めて今後検討していく予定である。また、2021年度からは、国際紛争解決の領域を強化し法曹リカレント教育の充実を図るため、実務家専任教員を迎えることを決定し、上記の手續に則って運営委員会で最終決定を行った。このように、人事に関しては関連の規程に基づいて実施してきている。

<根拠・参照資料>

- ・ 添付資料 4-5：法務研究科人事委員会「研究者教員新任人事内規」
- ・ 添付資料 4-6：法務研究科人事委員会「実務家専任教員新任人事内規」
- ・ 添付資料 4-7：大学院法務研究科（法科大学院）運営委員会規程
- ・ 添付資料 4-8：法務研究科人事委員会「研究者専任教員昇任人事内規」
- ・ 添付資料 4-9：法務研究科人事委員会「実務家専任教員昇任人事内規」
- ・ 添付資料 4-10：法務研究科人事委員会「研究者教員転籍人事手續内規」
- ・ 添付資料 4-11：賞罰規程

【項目 14：教員の資質向上及び教員組織の改善・向上のための研修等】

4-14：教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。

教員に対する組織的な研修及び研究の実施について、本専攻は、以下の4つを柱としている。

(1) 法曹養成専攻との共同検討会による教育方法の研修

本専攻は、法曹養成専攻と共同で、実際に授業を行う中で得た知見を教員の間で交換し、相互に検討を加え、それを蓄積することを通じて、教育の質の維持向上を図るため、FD委

員会を設け、そこにおいて教育方法について検討し、相互にそれぞれの知見を交換し、また経験を集積し、優れたアイデアを全員で共有している。

(2) 外部講師による英語による授業の研修

本専攻においては、授業がすべて英語で行われるため、ネイティブでない教員にとっては、ネイティブ教員からの助言や指導を得ることが重要となる。このため、本専攻は、その開設である2016年から、海外のロースクールで外国人学生に日本法を教えている教員を講師として招聘し、教授法のセミナーを開催したりするなどの活動も実施してきた。また、2015年からは、FD活動の一貫として、専任の日本人教員の英語力向上のために、シカゴ大学のLaw and Economicsの夏期セミナーに教員を派遣するなど、海外でのFDプログラムも始動している。

2017年には、海外提携校であるロンドン大学ロンドン・シティロースクールから5名の教員を招聘し、教員及び学生を対象に、国際取引法、国際貿易法、EU法及び知的財産法に関する集中講座を実施した。その後も、同大学の教員による知的財産法セミナーを定期的で開催している。

(3) 他大学との共同研究及び共同セミナーの実施

本専攻では、海外提携校であるワシントン大学スクール・オブ・ローとの共催で、法曹教育や双方の教員の関心の高い個別の法領域をテーマとしたセミナーを開催し、そのセミナーに、専任教員が参加している。また、2019年には、シンガポール国立大学に設置されているAsian Law Instituteに加入した。Asian Law Instituteは、アジアの法律研究者を育成し、アジアの法律学者とアジアの法律研究者の交流を促進することを目的に2003年に発足した組織であり、アジアを代表する多くのロースクールが名を連ねている。

さらに、2019年4月からは、イギリスの公的資金の援助の下で、本専攻の教員と同ロースクールの教員との共同事業として、日本、EU及びイギリスの間の経済、貿易、知的財産などの多岐に法分野にわたる研究事業を開始し、互いに教員間の交流による共同授業、セミナーなどを実施している。

2019年9月には、ロンドンにおいて共同シンポジウムを開催し、その成果をイギリスの法律雑誌(International Trade Law Review Supplement 2020 Issue 2, Sweet & Maxwell)に発表した。現在は東京において本専攻が主催する共同シンポジウムを実施すべく準備を進めている。

(4) 本専攻教員による研修会の開催

本専攻は、中核となる科目の1つである国際紛争解決に関し、これに関する科目を担当する専任教員、非常勤講師らによる研究成果を学内外に報告するため、2016年及び2018年にセミナーを開催した。第3回のセミナーは2021年度に実施すべく準備中である。

<根拠・参照資料>

- ・ 添付資料4-12：法務研究科FD委員会規程
- ・ 添付資料2-29：FD講演会ご案内(2020年度秋学期)
- ・ 講演会、共同セミナー、シンポジウムのフライヤー

- 【2017/9/25 開催】TUM クリストフ・アン教授講演会～特許無効と法的安定性～
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/news/2017/925tum.html>
- 【2018/4/18 開催】The English Law of Torts: A Comparative Introduction from a French Perspective
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/news/2018/418the-english-law-of-torts-a-comparative-introduction-from-a-french-perspective.html>
- 【2017/11/27 開催】Keio University Law School, International Dispute Resolution Series Presents 慶應義塾大学大学院法務研究科 国際紛争解決レクチャーシリーズ
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2017/post-74.html>
- 【2019/9/16 開催】Lectures on French Arbitration / フランス仲裁法に関する講演会
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2019/lectures-on-french-arbitration.html>
- 共同セミナーのフライヤー
 - 【2017/4/20 開催】 世界における EU と日 EU 関係ーローマ条約 60 周年記念講演
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2017/event-report420-eueu60.html>
 - 【2018/3/20 開催】ワシントン大学との共同イベント Transparency & Privacy in Cyberspace
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/events/2019/03/14/320transparency-privacy-in-cyberspace.html>
 - 【2017/12/7 開催】コントレラス教授 知的財産法講演会 グローバル標準規格戦争 IP Law Seminar “The Global Standards Wars”
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2017/127ip-law-seminar-the-global-standards-wars.html>
- 国際シンポジウムフライヤー
 - ・【2016/4/1 開催】Keio International Dispute Resolution Series-Symposium
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2016/international-dispute-resolution-series.html>
 - 【2018/12/15 開催】Keio International Dispute Resolution Series-Symposium Growing International Arbitration in Japan/日本における国際仲裁の躍進
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2018/international-arbitration-symposium.html>
 - 【2019/11/11 開催】FUNDAMENTAL ASPECTS OF INTERNATIONAL DISPUTE RESOLUTION
<https://www.ls.keio.ac.jp/news/2019/200-fundamental-aspects-of-international-dispute-resolution-venu-north-building.html>
- 共同セミナーのフライヤー
 - 【2016/9/13, 14 開催】CHICAGO-KEIO LAW SEMINAR 2016

<https://www.ls.keio.ac.jp/en/events/2016/09/20/seminar-report91314-chicago-keio-law-seminar-2016.html>

- 【2019/9/18 開催】TRILATTRADE- On UK-EU-Japan relations in Trade, Regulation & IP

<https://www.city.ac.uk/events/2019/september/trilattrade-on-uk-eu-japan-relations-in-trade-regulation-and-ip>

- Singapore National University Asian Law Institute: Member

https://law1.nus.edu.sg/asli/member_d.aspx?mno=139

4-15: 教員、特に実務家教員について、実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。

教員、特に実務家教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上については、本専攻の設置認可前の段階でも、Current Legal Issues を既に関講し、ネイティブ教員の監修の下、日本人教員の英語での指導能力を向上させるためのオムニバス授業を実施して準備を整えていた。

本専攻の設置認可後においては、法曹養成専攻と共同で、授業評価アンケート及び授業参観制度を実施し、その結果を授業にフィードバックしている。また、各教員は、自らの専門分野に関する科目を担当する教員の授業を適宜に参観し、受講する学生と懇談した結果を担当教員に助言するなどし、各教員の指導能力の向上を図ってきた。専門認証制度を導入して以降も、各分野の責任者の下で意見交換をしながら授業を進めてきている。

特に、実務家教員が担当する科目に関し、専任教員は、若手実務家を非常勤講師として共同担当する体制をとり、教材や授業方法を共同で作成、検討すると共に、互いの指導方法、指導内容を監視し合い、切磋琢磨に努めてきた。

新任教員については、新任教員オリエンテーション（現在でも、慶應義塾大学の諸学部では3月下旬に行われている）の機会に、本研究科及びグローバル法務の設置の趣旨、教育課程の概要及び管理運営のあらまし等について説明している。

<根拠・参照資料>

- 添付資料 2-29 : FD 講演会ご案内(2020 年度秋学期)
- 添付資料 4-13 : 授業参観レポート(2019 年度春学期)
- 添付資料 4-14 : 授業参観フォローアップアンケート(2019 年度春学期)
- 添付資料 4-15 : 授業参観報告書 (2019 年度春学期)
- 添付資料 4-4 : グローバル法務専攻科目担当者リスト
- 添付資料 2-4 : グローバル法務専攻専門認証について
- 添付資料 4-16 : グローバル法務専攻専門認証科目群各担当者リスト
- 添付資料 4-17 : Instructions and application form for certificate

- ・ 添付資料 4-18: 新任教員オリエンテーション資料 (大学専任教員用)

【項目 15 : 専任教員の教育研究活動等の評価】

4-16 : 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献、社会への貢献等について、適切に評価していること。

専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献、社会への貢献等の評価については、まず教育面については、授業評価の結果が公表され、授業内容を見直す契機となっている。また、教員相互の授業参観を実施し、専任教員だけでなく、非常勤講師も含めた全教員が相互に授業参観を行い、相互に授業報告書及びそれに対する所見の提出を行い、教育活動の活性化及び活性度を評価する方法が整備されている。

研究面については、慶應義塾大学の専任研究者教員について、「慶應義塾研究者情報データベース」があり、本研究科所属の専任教員も研究業績を相互にチェックすることが可能である。研究成果の評価の仕組みとしては、大学が設けた「福澤賞」及び「義塾賞」への推薦がある。これは毎年、高い評価を受けるべき教員の推薦を研究科委員会で募集し、その募集に基づいて研究科委員会が教員の推薦を決定するものである。

組織内運営等への貢献は、本研究科内の各種委員に異動がある場合に、異動部分に限らず、全体の委員名簿を研究科委員会の資料とし、各専任教員の貢献状況を教員全員で共有している。

社会貢献のうち、審議会委員等への就任については、これを研究科委員会の回覧議決事項とし、一覧資料を研究科委員会で回覧して状況を全員で共有している。社会貢献のうち、受章や叙勲については研究科サイト上で公表して情報を共有するとともに、研究科委員会で報告し、本人からの挨拶を受けている。

上記の方法により本専攻が把握した各教員の指導能力及びその教育研究活動、組織内運営への貢献、社会貢献等の度合いは、教員の昇進、賞罰に反映されている。たとえばサバティカル取得時などに、総合的に勘案される（慶應義塾大学特別研究期間制度規程第 4 条参照）。

< 根拠・参照資料 >

- ・ 添付資料 2-29 : FD 講演会ご案内(2020 年度秋学期)
- ・ 添付資料 4-13 : 授業参観レポート(2019 年度春学期)
- ・ 添付資料 4-14 : 授業参観フォローアップアンケート(2019 年度春学期)
- ・ 添付資料 4-15 : 授業参観報告書 (2019 年度春学期)
- ・ 慶應義塾サイト, 慶應義塾研究者情報データベース
<http://www.k-ris.keio.ac.jp>

- ・ 添付資料 4-19：研究科委員会議事録(16-03)報告事項，第 6 福澤賞・義塾賞の推薦について
- ・ 添付資料 4-20：研究科委員会議事録(16-06)議題，第 3 福澤賞・義塾賞の推薦について
- ・ 添付資料 4-21：慶應義塾報 2376 号「福澤賞・義塾賞受賞者の決定」
- ・ 添付資料 4-22：研究科委員会議事録（16-06）議題，第 2 各種委員会について
- ・ 添付資料 4-23：研究科委員会議事録_16-11_議題_第 2 各種委員について
- ・ 添付資料 4-24：研究科委員会議事録 16-10_回覧議決事項_4. 塾外委員
- ・ 添付資料 4-25：慶應義塾大学特別研究期間制度規程
- ・ 添付資料 4-26：グローバル法務専攻教員に関する情報（就任期間や賞罰等）

4-17：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、独自の目的に即して、どのような特色があるか。

専任教員の教育・研究活動、組織内運営・社会への貢献等を評価する方法については、以下のような特色がある。本専攻は、国際取引、知的財産、国際紛争解決に関する専門認証制度を設け、各専門分野の責任者を置いている。各責任者は、自らの専門分野に関する科目を担当する教員の授業を適宜に参観し、受講する学生と懇談した結果を担当教員に助言するなどし、各教員の指導能力の向上を図っている。また、多数の科目において、専任教員は、非常勤講師である若手の実務家や研究者を共同担当する体制をとり、教材や授業方法を共同で作成、検討することにより指導方法、指導内容を共有し、若手教員の評価を行い、新入者の発掘、育成に努めている。

非常勤講師及び教員の選任に際しては、法曹養成専攻課程、法学部及び本大学出身の法曹を中心に構成される三田法曹会と密接な連絡をとり、十分な能力と意欲のある教員候補に関する情報を収集している。

<根拠・参照資料>

- ・ 添付資料 4-4：グローバル法務専攻科目担当者リスト
- ・ 添付資料 2-4：グローバル法務専攻専門認証について
- ・ 添付資料 4-16：グローバル法務専攻専門認証科目群各担当者リスト
- ・ 添付資料 4-17：Instructions and application form for certificate

[4 教員・教員組織の点検・評価]

(1) 長所・課題

教育組織の編制

配置されている専任教員のうち半数（12名中6名）が実務家教員である点、及びその全員が5年以上法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する点は、本研究科における教員配置の長所である。反面、専任教員の補充については、いっそうのグローバル化にむけて外国人教員を含む必要な教員の継続的な確保が課題となる（【4-5】【4-6】）。

カリキュラムの重点科目（Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群、Global Business and Law 科目群、Global Security and Law 科目群 Practical Training 科目群の科目）に多数の専任教員を配置している点、及びこれらの科目を関連分野の実務経験豊富な多数の実務家教員が担当している点は、本研究科における教員配置の長所である。反面、将来にわたって、同レベルの専任教員・実務家教員を継続的に補充・確保することが課題となる（【4-9】【4-10】）。

専任教員の教育研究活動等の評価

専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献の内容についての情報は専任教員間で十分に共有されているものの、その評価についての仕組みが未熟である（【4-16】）。

(2) 改善・向上のためのプラン

教育組織の編制

専任教員の適切な配置について中長期的な視角に立って検討を継続したい。

専任教員の教育研究活動等の評価

中期的には、評価の透明度を高める方策の検討に取り組みたい。

5 学生支援

[現状の説明]

【項目 16：学生支援】

5-1 社会人学生や留学生のための支援体制を整備し、実施していること。

社会人学生・留学生に限定することなく、学習指導委員、授業担当者が、メールアドレスを公開することにより、学生からの相談を随時受け付けている。また、学生部の本専攻担当者は英語が非常に堪能であり、学生からの心身にわたる相談をいつでも気軽にできるような体制が整っている。

社会人学生のための支援体制としては、履修上の便宜を図るために、1時限目の開始時刻を早めたり、最終時限の開始時刻を遅くしたりしているほか、土曜日や祭日の開講も行ってきた。標準修了年限は1年であるが、パートタイム制の導入により、修業を1.5年～2年に延長することも可能である。

留学生のための支援体制としては、本専攻の留学生に限ることなく、慶應義塾の全留学生を対象に、国際センターが生活支援（住居、奨学金など）などの諸事業を展開している。また、国際センターでは留学生が日本での暮らしや学びに馴染めるようサポートできるような「慶應ともだちプログラム」や留学生と昼ご飯を食べながら交流するイベントを週に2回開催しており、本専攻の学生も参加することができる。

このほか、日本語の習得を希望する学生に対しては、日本語・日本文化教育センターの提供する日本語別科の授業を履修することができるようになっており、留学生にも好評を博している。日本語が堪能な学生については、法曹養成専攻のみに設置されている選択科目について、担当教員の承諾が得られることを前提に履修を許可してきた。日本人学生以外でも、この制度を利用して履修をしている例がある。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-2 : Course Registration Guide AY2021 (p13. Contacting Lecturers (Office Hour))
- ・慶應義塾大学国際センターウェブサイト, Life at Keio
<http://www.ic.keio.ac.jp/en/life/>
- ・留学生ハンドブック 2021
<http://www.ic.keio.ac.jp/en/doc/handbook2021.pdf>
- ・慶應義塾大学国際センターウェブサイト, 学内の国際交流
http://www.ic.keio.ac.jp/keio_student/campusex/index
- ・添付資料 5-1 : Letter to Admitted Applicants

- ・添付資料 5-2 : 2020Spring_Japanese Language Courses
- ・添付資料 5-3 : Note to LLM Students re JD Courses 2020

5-2 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談及び支援体制を整備し、実施していること。

本専攻においては、法律実務の基礎を既に修得している者が入学してくることが基本であることから、有職者の学生が数多く在籍している。その一方で、留学生の中には、修了後に日本で就職の機会を得たいと考える者も多い。開設以来、日本法の授業を担当する教員やリサーチペーパーの指導を担当する教員が、こういったキャリア形成や進路選択の相談に乗ってきており、一定の成果を上げてきた。

しかし、次第に就職活動を希望する者が増えてきたことを受けて、2019年12月～3月及び2019年12月～3月にかけてはコンサルティング会社と短期の契約を締結し、学生の履歴書作成、法律事務所や企業への紹介などの支援を受け、一定の成果をみる事ができた。そして、2020年12月に、年間を通じて就職支援を受けることを前提に、企業法務革新基盤株式会社との間で覚書を締結した。2021年3月修了生が、同社の支援を受けて就職活動を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料5-4 : 就職希望アンケート依頼メール(2020年10月10日)
- ・添付資料5-5 : 履歴書提出依頼メール(2020年10月21日)
- ・添付資料5-6 : 企業法務革新基盤株式会社との覚書

5-3 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、必要に応じどのような支援体制を整備し、取り組んでいるか。また、修了生の同窓会組織等との連携等をどのように図っているか。

同窓会組織については、FacebookなどのSNSやメールのやりとりを通じて、ほぼ全ての修了生と連絡をとることができる状況にある。開設から5年を経て、修了後の状況を把握するために、修了生の名簿を作成する作業及び進路について確認する作業をフォローアップアンケートの実施を通じて進めており、今後の同窓会組織作りに役立てたいと考えている。

<根拠・参照資料>

- ・Following Up with Alumni of the Keio University LL.M. program
<https://docs.google.com/forms/d/1ZkPwC3Q5qDSXozPzT04MC-hUHFwk76gcMFnnt5obV0/>

- ・添付資料 2-30 : 「Friends of the Keio LL. M.」 (慶應グローバル法務専攻の友)
Screen Shot (2020 年 11 月 30 日)

5-4 学生支援には、独自の目的に即してどのような特色があるか。

本専攻では、様々なインターンシップの機会を学生に提供しており、インターンシップを修了後の就職の機会に結びつけた者もみられるところである。2020 年度も、可能な範囲においてオンラインでインターンシップの機会を提供しており、学生の便宜を図っている。また、海外の提携校との間に、ダブルディグリー協定を締結しており、学生が母国から日本へ、そして日本からさらに別の海外へと学びの機会を拡げることについて、サポートの体制を整えている。

このほか、本専攻の留学生を対象に、就職支援を実施していることについては、学生からも高い評価を得ている。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-12 : Internship 派遣実績
- ・添付資料 5-7 : 2020 Summer Internship_Recruitment of Participants
- ・添付資料 5-8 : 2020 Summer Internship_Program Schedule
- ・グローバル法務研究科ウェブサイト, Double Degree program
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/dd/uw.html>
- ・添付資料 5-9 : 法務研究科協定校一覧

[5 学生支援の点検・評価]

(1) 長所・課題

学生支援

学生支援に関しては、【5-1】に示したように、本専攻の設置科目は、法曹養成専攻の学生も履修できるようになっており、教室内においてネットワーキングの機会を設けたことは、本専攻の目指すグローバル化の体现である。一方、社会人学生のために、様々な時間割上の工夫をしてきてはいるものの、時間割が平日の日中を中心に組まれている点は課題であり、今後も土曜日の開講や夏期休暇期間中の集中講義の開講などによる工夫を重ねていく予定である。

学生からの相談に関しては、【5-2】にあるように、各教員がオフィスアワーの機会を中心に相談に乗ってきたほか、2020 年 12 月には就職支援の目的でコンサルティング会社と覚書を取り交わした。2021 年 3 月修了生のうち 3 名の学生が、コンサルティング会社からのアドバイスの下に就職活動を進めている。従来も、【5-4】で示したように、インター

ンシップの機会の充実を図ってきたことから、キャリア形成において支援を厚く行っている点は長所である。

課題としては、【5-3】で示したように、Facebook を通じての同窓会組織はあり、本専攻を修了すれば大学の同窓会組織である三田会の一員となるが、本研究科独自の組織がない点は課題ということができる。

(2) 改善・向上のためのプラン

学生支援

社会人学生との関係では、5月の大型連休時などに集中講義を行っており、また、パートタイム制度の利用を通じて、これまで全員が本専攻を修了している。しかし、なおいっそうの便宜を図るために、土曜日の時間割や集中講義の日程に関し、学習指導委員会を中心にさらに検討を加えていくこととしたい。

同窓会組織については、本専攻独自に修了生とのやりとりをはじめたところ、修了生達から進路について回答が寄せられているところである。個人情報保護の観点からは、慎重に進めていく必要があるが、慶應義塾の卒業生・修了生の同窓会組織である三田会とも連携しながら、つながりを維持していくことを心がけたい。

6 教育研究等環境

[現状の説明]

【項目 17：施設及び設備】

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、次のとおりである。本専攻の授業は、法曹養成専攻の学生にも同様に提供されていることから、本専攻に特化した形での講義室、演習室その他の施設・設備の整備は行っていない。

本研究科の施設が収容されている三田キャンパスの「南館」の地下1階から地下3階までに、50名収容可能な講義室が計15室ある。うち各階の1教室（計3教室）は、80名収容が可能となっている。また、地下4階には112名収容可能な講義室が2室ある。その他、模擬裁判の授業用に模擬法廷教室が地下4階に1室ある。この教室は、上記の100名収容可能な講義室より広く、模擬裁判の授業用としては十分なスペースを有する。また、地下4階には「ディスタンス・ラーニング教室」と呼ばれる180名収容可能な教室がある。これは遠隔地との通信設備を備えた視聴覚教室であるが、可動式の法廷設備を設置しているので、模擬法廷教室としても利用することができる。

本専攻の定員は30名であり、これまで法曹養成専攻からの履修者は多くても5名程度であったことから、履修希望者が多い場合でも上記の教室で十分まかなうことができる。また全員を集めての各種説明会やガイダンス、シンポジウム等の開催時にも、全く支障は生じていない。

<根拠・参照資料>

- ・ 添付資料6-1：三田キャンパス構内・南館案内図
- ・ 慶應義塾大学法務研究科サイト，施設／設備
<https://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/equipment.html>
- ・ 添付資料2-11：グローバル法務専攻科目履修者数一覧2017～2020年度

6-2 学生が自主的に学習できるスペース・学生相互の交流のためのラウンジ

学生が自主的に学習できるスペース・学生相互の交流のためのラウンジの整備については、本研究科の施設が収容されている三田キャンパスの南館の1階、2階、3階の3箇所に学生用の自習室が設置されている。1階と3階は、本研究科の学生専用のスペースであり172席ある。2階の自習室は、330席を他の研究科の大学院生ともに使用できることになっている。こ

の結果、3箇所自习室の席数は502席あり、法曹養成専攻の学生がいることを考慮しても、本専攻の学生にとって十分な座席数が確保されているものと考えられる。

自习室は年末年始（12/31～1/3）の時期を除き、日曜日・祝日や長期休業中も開室している。開室時間は月曜日から土曜日までは8時30分～23時、日曜日・祝日は8時30分～21時であり、図書館の開館時間や学生の通学条件、安全管理を考慮し、開室している。なお、席は指定されておらず、決まった席を自分の専用とすることはできない。

学生相互の交流のためのスペースとしては、学生が数人集まって自主ゼミその他の勉強会を自主的に開催する目的に利用するため、南館地下1階に4名から8名程度収容可能な学生用のグループ学習室が6室あり、いつでも使用できるようになっている。このほか、南館1階にも学生が自由に利用できるテーブルやベンチが設置されており、学生がよく利用している。また、授業で利用されていない空き教室がある場合、事前予約を行うことで自主ゼミ等のグループ学習で利用することが可能となっている。

このほか、慶應義塾の国際センターが南館を出てすぐのところに「グローバルラウンジ」を設置している。これは、学生の留学促進に加え、キャンパス内での学生と留学生の国際交流促進を目的に設置したものであり、キャンパスの中心にある広場に面していることから、学生達の認知度も高い設備である。ここでは、昼休みに「日本語で話そう」「英語で話そう」などのイベントを開催するほか、時には福笑いやカルタなど日本の伝統的な遊びを提供していることもある。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-2 : Course Registration Guide (AY2021)

(p. 5

Library Services

Reservation of Classrooms

Private Study Rooms

Group Study Rooms)

- ・慶應義塾ホームページ, 国際センターグローバルラウンジ

<https://www.keio.ac.jp/ja/news/2015/osa3qr0000017qcs.html>

- ・三田評論オンライン, 2017年4月4日

<https://www.mita-hyoron.keio.ac.jp/new-encyclopedia/201704-1.html>

6-3 情報インフラストラクチャーの整備

学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーの整備については、次のとおりである。南館地下2階にパソコンが合計10台ほど置かれているほかキャンパス内のパソコンルーム等で学生がパソコンを自由に使用できる。学生全員にメールアドレスが与えられており、学内のパソコンを使用して電子メールをやりとりし、各種のサイ

トを見ることができる。これらのパソコンの保守・管理は、慶應義塾の「インフォメーションテクノロジーセンター（ITC）」が行っている。

本研究科は、学生及び教員の便宜のために、keio.jpという慶應独自の共通認証システムを通じて、WestLawやLexis-Nexisなどの英文による判例検索システムの利用が可能となっている。学生及び教員は、これらのシステムを大学からでも自宅からでも利用して法令、主要な判例・雑誌の検索を行うことができ、教育上きわめて大きな効果を挙げている。

本研究科は、2020年度秋学期慶應義塾の学事振興資金（研究科枠）を用いて、英文ライティングチェックツール Grammarlyを導入した。専門認証制度の導入に伴い、リサーチペーパーを執筆する学生が増えてきていることから、英語を母国語としない学生にとっては、このようなツールで文法や表現のチェックができるようになってきていることは、大きな長所であると考えている。

また、ITCが提供する本学独自の授業支援により、授業科目ごとのあるいは学生全員に対する連絡板のサービスを提供しており、これを利用して教材の配布や事務的連絡を頻繁に行っている。

<根拠・参照資料>

- ・ 三田ITCウェブサイト, About Computer and Network
https://www.mita.itc.keio.ac.jp/en/about_computer_and_network_mc.html
- ・ 三田 ITC ウェブサイト, ITC Account
https://www.mita.itc.keio.ac.jp/en/com_account.html
- ・ 三田 ITC ウェブサイト, keio.jp マニュアル
https://www.mita.itc.keio.ac.jp/en/keiojp_manual.html
- ・ 添付資料 6-2 : Grammarly の導入について (2020 年 10 月 21 日) 授業支援に掲載

6-4 施設・設備の独自の目的に即しての特色

本専攻では、グローバル法務に通暁した人材の育成を目的にしていることをふまえ、授業は法曹養成専攻の学生も履修できるようになっている。そこで、施設・設備の面においても、法曹養成専攻の学生と日常的に接することができる環境にあることが特色として挙げられる。

【項目 18 : 図書資料等の整備】

6-5 図書館における図書・電子媒体等の各種資料の計画的・体系的な整備

図書館（図書室）におけるグローバル法務専攻の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、次のとおりである。「南館」にある図書館（「南館図書室」）は三田キャンパスの「メディアセンター」の一部をなす図書館であり、本研究科の専用の図書館ではないものの、法曹養成専攻及び本専攻の授業等を念頭において書籍の購入、所蔵を行ってきたことから、本研究科の教育と研究を支援する図書館とすることができる。南館図書室は、法務関連の洋書を8万3000冊所蔵している。

「南館図書室」は「南館」の地下2階から地下4階に設けられ、地下2階には法律分野の雑誌、レファレンスブック、リザーブブック（教員の指定により複数購入・貸出禁止等の特別扱いを受ける図書）等が置かれている。地下3階には、法律分野の図書が置かれ、地下4階には記念論文集、法律・政治・経済・経営分野の図書が置かれている。

学生及び教員は三田キャンパス中央にある「メディアセンター」の本体たる図書館を利用することもでき。こちらには約69万3000冊の法律関係の洋書が配架されている。また、「メディアセンター」が提供している各種のデータベースや電子ジャーナルのサービスは、南館図書室でも利用することができる。

<根拠・参照資料>

- ・慶應義塾図書館ウェブサイト, 三田メディアセンター 利用案内
<https://www.lib.keio.ac.jp/mita/services/index.html>
- ・慶應義塾図書館ウェブサイト, 南館図書室フロアマップ
<https://www.lib.keio.ac.jp/mita/floormap/>
- ・慶應義塾大学データベースナビ
<http://er.lib.keio.ac.jp/dbnavi/?lang=jpn>

6-6 図書館の開館時間

図書館の開館時間の確保については、次のとおりである。すなわち、南館図書室の「通常開室時間」は、平日は8時45分から21時20分まで、土曜日は8時45分から19時20分までである。日曜日は原則、閉室となっているが、これは三田キャンパス全体における休日の利用者数などを考慮した結果である。なお、秋学期は日曜日にも臨時に開室される場合がある。

開室時間においては授業時間を考慮し、9時から始まる1時限目の授業前に開室し、6時限目の終わる19時40分以降も利用できる状況にある。

<根拠・参照資料>

- ・慶應義塾図書館ウェブサイト, 開館カレンダー・サービス時間
<https://www.lib.keio.ac.jp/mita/calendar/index.html>

6-7 図書資料等の整備と独自の目的に照らしての特色

本専攻の学生の大半は、日本語能力を持ち合わせていないため、データベースの利用及び図書館にある洋書を利用することが多い。前述のように、慶應義塾のメディアセンターでは数多くの洋書を所蔵しているが、それに加えて大学として早稲田大学及び一橋大学との間で図書館相互利用の協定を結んでいる。そこで、本専攻の学生・職員も早稲田大学及び一橋大学の図書館が所蔵する図書の利用が可能となっている

<根拠・参照資料>

- ・慶應義塾図書館サイト, 協定大学図書館の利用

<https://www.lib.keio.ac.jp/services/student.html#A08>

【項目 19：専任教員の教育研究環境等の整備】

6-8 専任教員の授業担当時間の適切性

専任教員の授業担当時間の適切性については、2020 年度の本研究科の専任教員（みなし専任を除く）の授業担当時間の平均は 29.1 時間であり、専任（実務家）教員みなし専任教員の授業担当時間の平均は 14.6 時間である。これは教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内（多くとも年間 30 単位相当以内。みなし専任教員は 15 単位相当以内）にある。

一部の専任教員については、年間平均時間を 20 時間超過する者がいるが、法学研究科における「論文指導」（各学期 2 時間）及び本研究科におけるインターンシップ（各学期 1 時間）、上級リサーチペーパー I（各学期 3 時間）及び II（各学期 3 時間）、リサーチペーパー（後期 1 時間）等を含めてのものであり、これらの論文指導科目を除いた場合には 30 単位相当以内におさまっている。

<根拠・参照資料>

- ・基礎データ「専任教員個別表」（表 6）

6-9 各専任教員の教育研究環境

各専任教員に対する個別研究室の用意については、研究者教員及び実務家教員の専任教員に対して個室の研究室が与えられている。それらの研究室の多くは南館の 9 階から 11 階までにあり、十分なスペースを有している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料6-1：三田キャンパス構内・南館案内図
- ・添付資料 1-2：慶應義塾大学法科大学院パンフレット(2021年版)(p. 31)
- ・基礎データ「施設・設備」(表8)

専任教員への個人研究費の適切な配分については、慶應義塾大学では全学的にすべての専任教員に「特別研究費」、「教授用品費」等が支給され、また、各専任教員の申請に基づき、学事振興資金として、単年度又は複数年度にわたり、様々な観点から研究費が支給される。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 6-3：「慶應義塾で研究活動を行う人のための RESEARCH HANDBOOK2020」
- ・添付資料 4-18：新任教員オリエンテーション資料(大学専任教員用)
- ・基礎データ「施設・設備」(表8)
- ・添付資料 6-4：特別個人研究費(マル特)・教授用品費 取扱い要領(2020年度)

6-10 教員の研究活動に必要な機会の保障

教員の研究活動に必要な機会の保障については、慶應義塾大学では全学的に「特別研究期間」制度(いわゆる「サバティカル」)が存し、本研究科においても適切に実施されている。さらに、若手研究者教員の在外研究については、2012年3月に「法務研究科における若手研究者教員の在外研究(留学)に関する内規」を定め、若手研究者教員の在外研究に係る規則を明文化した。

本専攻の教員については、2017年の開設以来、1名が2020年度に研究休暇を取得している。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 4-25：慶應義塾大学特別研究期間制度規程
- ・添付資料 6-5：法務研究科における若手研究者教員の在外研究(留学)に関する内規

6-11 事務組織による支援・支援体制

事務組織の整備と適切な職員配置については、次のとおりである。本大学の事務組織は、キャンパス毎の地理的縦割りは生じるものの、基本的には、機能別に部・センター等の形で横割りの統合された全学事務組織であり、学部・大学院の各部局毎に独自の事務組織を持つものではない。

本研究科も同様であり、管理運営及び教育研究活動支援の為の特別な事務組織の整備・職員配置は、次の諸点に限られる。すなわち、①研究科委員長専任の秘書1名が配置されて、いわゆる学校行政に関する学事関係以外の事務処理を行なっていること、②「学生部学事グループ」（いわゆる教務課）に「法務研究科担当」が設けられ、直接窓口業務を行なう部分が本研究科の入る校舎内に置かれ、4名の専任職員と3名の非常勤職員が配置されていること、③「メディアセンター」（いわゆる図書館）の分館が本研究科の入る校舎内に置かれ、そこにレファレンス担当（教材作成等関連）を含めた職員数名が配置されていること、④教員室・教材作成室が本研究科の入る校舎内に置かれており、職員3名と学生アルバイトとが配置されていること、等である。

これらの特別な組織構成・職員配置以外は、他の部局と共通の事務組織で処理されるが、すべてが三田キャンパス内にあり、また、学内の通信システム・文書流通システムが良く整備されていることもあって、大きな不都合を生じることは多くはない。本研究科の為に特別に整備された組織や職員配置についても、同様である。

<根拠・参照資料>

・添付資料6-3：「慶應義塾で研究活動を行う人のための RESEARCH HANDBOOK2020」

・慶應義塾組織図

<https://www.keio.ac.jp/ja/about/assets/data/organizational-chart.pdf>

6-1-2 専任教員の教育研究等環境の整備と目的に即しての特色

本専攻では、全ての授業を英語で行っていることに鑑み、事務組織においても英語が非常に堪能なスタッフが教員及び学生の支援を行っている。

[6 教育研究等環境の点検・評価]

(1) 長所・課題

施設及び設備

本専攻の学生から、学生支援の上でこれまで大きな不満が寄せられたことはなく、大きな課題はないものと考えている。その上で、課題としては、【6-2】に関連して、学生の交流のためのラウンジの整備が挙げられる。また、南館に飲食関係の設備が必ずしも十分ではないことも、課題といえることができる。

図書資料等の整備

【6-3】【6-5】【6-6】で示したように、学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なとなるデータベースが、非常に充実している。なお、これらのシステムには学外（学

生の自宅など)からもアクセスが可能となっており、本研究科の大きな長所といえる。2020年度には、学生の論文作成のための便宜を図るために Grammarly を導入し、学習上の便宜を図っており、今後もいっそうの充実を図ることとしている。

図書館においても、充実した法務関連書籍の所蔵にくわえ、各授業の担当者が「リザーブブック」を指定する制度を設けている点が長所である。ただし、日本法や日本の判例については、英語による翻訳が少ないこと、そして休日開館が少ない点が課題である。大学全体としても秋学期を中心とした日曜開館を試行実施中であり、今後の改善が期待される。

専任教員の教育研究環境の整備

授業担当時間は全教員について適切である。【6-10】で示したように、教員の研究活動に必要な機会をめぐっても、充実した制度が実際に運用されてきている。事務組織の整備と適切な職員配置に関しても、語学にも堪能な優秀な職員が本専攻を担当してきており、スムーズに事務が運営されている。

今後も、本専攻を設置した目的を達成すべく優秀な教職員を確保していくことが、将来的な課題である。

(2) 改善・向上のためのプラン

施設及び設備

学生相互の交流のためのラウンジの整備との関係では、国際センターのグローバルラウンジの利用をさらに促すなどして、より多くの学生と交流することができるよう促す必要があるものとする。南館内には、飲料及び簡単な食品を備えた自動販売機を設置しているが、学生の需要を満たすには十分と言えない。ただし、実際問題として、南館にいる数百名程度の学生数を対象として軽食店ないし食堂の経営が成り立つかという問題もあり、学生の交流の場という観点からも課題が残る。

図書資料等の整備

図書資料の整備に関しては、日本法や日本の判例の英訳が少ないことが課題であるが、公式訳の充実を待つ一方で、各教員がレジユメの配布など独自の資料の提供により不足を補ってきた。今後は、DeepLといった定評のある翻訳支援ツールを導入するなどして、学生及び教員の双方を対象とする支援を続けていく予定である。

図書館の日曜・休日開館は全学の問題であるため、本研究科独自で決定できることではないが、大学側も実施可能性を模索している段階であり、そこへの協力と働きかけを通じて、前向きに取り組んで行く必要がある。

専任教員の教育研究環境の整備

最後に、教員の研究活動に必要な機会の保障については、法曹養成専攻との調整も必要であるが、各教員が研究に十分な時間をとることができるよう、サバティカルや留学の機会の

確保に配慮していきたい。そして、今後も優秀な教員を引き続き確保できるよう人事計画を立てていきたい。

7 点検・評価

[現状の説明]

【項目 20：点検・評価】

7-1 点検・評価のための組織体制を含む仕組みを整備し、当該グローバル法務系専門職大学院の教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。

2017年4月に開設した本専攻(LL.M.)は、英語での1年間30単位の履修によって、グローバル法務系の法律専門職を担い得る人材の育成を目的としており、従来は、LL.M.スタッフ会議において、LL.M.全般の運営に関わる事項を決定してきた。もともと、専任教員が十数名という小規模な組織であって、専任教員間の意思疎通も容易な機動力のある組織であるため、LL.M.スタッフ会議は、日常的な教育・研究関係全般にわたる運営はもちろん、LL.M.の自己点検・自己評価についても、スタッフ会議が実質的に担ってきた。

しかし、今回の認証評価を契機にして、2020年11月に、新たに、LL.M.に固有の自己点検・評価委員会を立ち上げて、PDCAサイクルの検証・評価に対応することとしている。すなわち、まず、LL.M.の活動計画をLL.M.スタッフ会議が立案提示(Plan)し、法務研究科委員会での承認を受けるが、活動計画の立案提示の際には、本研究科の教育課程連携協議会や運営委員会の意見等も反映する。とりわけ、グローバル法務に精通する専門家が集うLL.M.に固有のアドバイザリーボードの意見は重要であり、実際に、その提言を受けて、LL.M.の活動を実現してきている。たとえば、LL.M.の教育内容に国際仲裁関係を持ち込むことで日本人の学生をターゲットとするカリキュラムの実施や、LL.M.の広報活動をより効果的に行うべきことについての意見・助言は、実際に、LL.M.の教育・活動に反映している。

この活動計画を受けて、LL.M.の実際の教育・研究活動等を実践しつつ(Do)、とりわけ授業評価やFDを実施することによって、その問題点や改善点を洗い出すことに努めている。この教育活動についての問題点や改善点を洗い出す作業を担っているのがLL.M.学習指導委員会である。また、入学試験の実施やその問題点・改善点を洗い出す作業を担っているのがLL.M.入試委員会であり、LL.M.学生のインターンシップ先の開拓に当たっているのが、インターンシップ委員会である。これらの専門委員会が問題点や改善点を洗い出す作業が点検・評価に該当し(Check)、そこで挙げられた問題点の改善や今後になすべき重点活動をLL.M.スタッフ会議を通じて検討した上で実行に移す(Act)とともに、教育課程連携協議会及びLL.M.アドバイザリーボードでの活動報告とそれに対する意見・助言を、改めてLL.M.スタッフ会議での計画立案に生かしていくというサイクルで、LL.M.の短所を改善し、長所を伸ばしていくことになる。実際に、こうした活動サイクルを通じて、LL.M.設置時に指摘

された事項に対処するための措置を講じ（詳細については、後述「7-3」を参照）、あるいは、LL. M. の教育研究に関わる問題点を精査しつつ改善してきた。

こうした従来からの LL. M. の点検・評価の活動サイクルを総合的に評価するために設置されたのが、LL. M. 自己点検・評価委員会である。すなわち、LL. M. 自己点検・評価委員会は、各種専門委員会の活動実績を把握して、そこで洗い出される問題点や改善点が、LL. M. スタッフ会議を通じて、効率的・効果的に対処されているのかどうかを点検・評価することになる。

<根拠・参照資料>

・添付資料 7-1：法務研究科委員会議事録（2020年11月24日）議題2

7-2 点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備し、教育研究活動等の改善・向上に結びつけていること。

本専攻は、先述の通り、専任教員の数が少ないため、教員間の意思疎通が比較的容易であり、しかも機動性が高いことに特徴がある。そのため、LL. M. スタッフ会議は、各専門委員会が洗い出す問題点や改善点を迅速に把握し、その改善や教育・研究活動の向上を図るための計画立案及び計画実施を、比較的スムーズに行ってきたといえることができる。しかし、ともすると、この計画・実施・検証・改善サイクルは、喫緊の問題点とその改善に終始しがちであり、より長期の視点での問題点の把握や改善に目を向ける余裕を持たないくらいがあったことも否定できない。

そのため、LL. M. 自己点検・評価委員会は、従来の計画・実施・検証・改善サイクルを短期的・個別的にはもちろん、より俯瞰的な視点で検証し、長期的な視点でも、上記サイクル自体にある問題点や改善点を把握して、それらの点について、LL. M. スタッフ会議及び法務研究科委員会を通じて、その改善に取り組むことを継続的に可能とすることが期待される。

<根拠・参照資料>

・添付資料 7-1：法務研究科委員会議事録（2020年11月24日）議題2

7-3 認証評価機関等から改善を指摘された事項について、適切に対応していること。

2017年4月の本専攻の設置時には、次の6点が指摘されていた。

第1に、「設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実務を架橋して高

度専門職業人の要請に特化した教育を実施するという専門職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるように努めること」との留意事項がある。詳細について記述する「2, 教育課程・学習成果」の項に明らかなおり、授業においては、少人数での活発な議論を中心とした双方向授業が機能しており、LL.M. 学生の積極的な受講姿勢がとくに顕著である。専任教員をはじめとして、各授業の担当教員は、それぞれの分野の専門家を集めており、教員の研究あるいは実務を背景とした授業に対する学生の満足度も高いことは、授業評価資料等からもうかがわれ、十分な教育・研究水準を維持しているものと考えられる。

第2に、「国際機関で活躍する人材を養成する人材像の1つとして掲げていることから、国際公法、国際機構法(又は国際組織法)に関する科目及び教員を充実することが望ましい」との指摘がある。この点の指摘は真摯に受け止めつつも、少数の専任教員の中で、国際公法を担当する専任教員を擁することは、評価されてよいと思われる。また、インターンシップ先として、ウィーンに所在する国連宇宙部に2018年1月から1名の学生を6ヶ月間の長期インターンシップで派遣しており、2018年2月から3月にかけて2週間で1名の学生をシンガポール国際商事裁判所にインターンシップとして派遣している。また、インターンシップ先の国際機関として、シンガポール国際仲裁センター(Singapore international Arbitration Centre)、カンボジア特別法廷(Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia)との関係を構築し、あるいは、構築しつつある。こうしたインターンシップを通じた実地経験が、LL.M. 学生の将来展望にとって極めて重要であると認識している。こうした、海外機関でのインターンシップを実現するためにも、国際公法関係の専門家はもちろん、国際刑事法や国際金融法等の専門家を確保する必要があるところ、現在は、慶應義塾大学法学部の専任教員や非常勤の弁護士の支援を得られており、LL.M. での専任教員の必要性については、今後も検討を重ねることになる。

第3に、「インターンシップの受入先として、法律事務所以外の企業を充実するよう努めることが望ましい」との指摘がある。この点についても、民間企業へのインターンシップを実施することができており、上記意見の要望に添ったインターンシップを実施してきている。たとえば、2019年度には、三つの法律事務所に加えて、五つの民間企業が、LL.M. の学生をインターンシップとして受け入れており、現在まで毎期、インターンシップを希望するLL.M. 学生を法律事務所あるいは民間企業に派遣できている。

第4に、「当初申請書に留学先として掲載されていたアジア圏の海外提携ロースクール(延世大学、清華大学等)が削除されているが、本専攻の趣旨からすると、留学先としてアジア圏の大学を確保することが望ましい」との指摘がある。しかし、慶應義塾大学あるいは本研究科と提携関係にある海外の大学・研究機関はアジアも含めて数多くあり、アジア圏の大学への留学は実現可能である。本専攻が重点を置きつつあるのが、ダブルディグリーのための留学の派遣及び受入れである。2016年度に採択された文部科学省の世界展開力事業として実施しているメコン地域諸大学との国際交流・国際協力事業に基づいて、2019年にハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学(ベトナム)とはダブルディグリー協定を締結しており、2年間で本専攻の学位と各提携大学大学院修士課程の学位を取得できる環境を整え

た。今後は、これらの協定に沿った LL. M. 入学生を受け入れ、あるいは、LL. M. 学生を各大学に派遣できることになる。このように、本専攻は、単なる留学を超えて学位取得を可能とするダブルディグリーでの留学を主要な重点目標としつつあり、現在は、とりわけ東南アジアの諸大学との提携確立に比重を置いている。

第5に、「法科大学院修了者やすでに実務経験を有する日本の弁護士」及び「学部レベルで法律学の基礎を修得し、かつ高い語学力を有する最優秀の法学部等の卒業生のうち、国際機関等で活躍を希望する者」には1年を超える修業年限が可能であることが明確になっているものの、他のカテゴリーである「一定の実務経験を有し、すでに法実務のエキスパートとして活躍している企業法務部勤務の社員等」及び「外国人として日本やアジアの法・法実務に関心を持ち、将来日本やアジアを中心とするビジネスその他のグローバルな法実務の分野で活躍することを目指す、アジア諸国及び欧米をはじめとする海外の法曹や法学教育修了者等」には、「その趣旨が明確に記載されていないことから、カテゴリーに関わらず1年を超える修業年限が可能であることを入学希望者等に適切に情報提供することが望ましい」との指摘がある。この点について、ホームページ上の入学志願者のための入試要項 (<https://www.keio.ac.jp/en/admissions/fees/professional-fees.html>) 及び履修案内 (LL. M. in Global Legal Practice Course Registration Guide) 等で周知を図っている。

最後に、「海外留学は、交換留学という仕組みであることから、希望者全員が希望のロースクールに留学できるとは限らないと思われる。入学前にあらかじめ海外留学の仕組みを周知し、学生に誤解を与えないようにすることが望ましい」との指摘がある。この点についても、現在はホームページ上の交換留学に関する案内 (<https://www.ls.keio.ac.jp/en/LL.M/keypoints.html>) 及び留学希望者用の案内文書 (About the Study Abroad Programs offered at Keio Law School LL. M. program) といった海外留学を希望する学生及び志願者に対する案内を通じて、周知徹底を図っている。むしろ、今後は、先のダブルディグリー協定に基づく留学生の受入れ及び LL. M. 学生の留学派遣の実現に注力したい。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-31 : シンガポール国際仲裁センター_MOU
- ・添付資料 7-2 : ハノイ法科大学_ダブルディグリー協定書
- ・添付資料 7-3 : ベトナム国家大学ホーチミン市経済法科大学_ダブルディグリー協定書
- ・添付資料 7-4 : タマサート大学_ダブルディグリー協定書
- ・Academic Fees for Professional Degree Programs
<https://www.keio.ac.jp/en/admissions/fees/professional-fees.html>
- ・添付資料 2-2 : Course Registration Guide (AY2021)
- ・添付資料 7-5 : About the Study Abroad Programs offered at Keio Law School LL. M. program
- ・LL. M. Program サイト, Key Points
<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/keypoints.html>

- ・添付資料 2-8：アドバイザーボード会議議事録（2020年10月2日）
- ・KEIGLAD サイト
<http://keiglad.keio.ac.jp/>

7-4 外部評価の実施、修了生からの意見聴取等、教育研究活動等の改善・向上を図るうえで、独自の目的に即したどのような特色ある取組みがあるか。

本研究科は、法令に定められた教育課程連携協議会を、法曹養成専攻及び本専攻に共通する助言機関として位置づけている。しかし、法曹養成専攻が司法試験を前提とする法曹養成機関であることから、司法試験を前提としない本専攻とは、教育・研究活動の内容が大きく異なるのは当然である。そのため、本専攻は、上述のとおり、グローバル法務人材の養成に特化するために、関係する専門家を集めた固有の LL.M. アドバイザーボードを設置して、意見・助言を仰ぎ、教育・研究活動に反映してきている。教育課程連携協議会は、もちろん、本研究科の教育・研究に対する有益な意見と助言を与えているが、その比重はむしろ法曹養成専攻に傾きがちであることも否めない。その中であって、LL.M. アドバイザーボードは、本専攻にとって専門性の高い有益な助言機関として、機能してきている。

上述のとおり、本専攻は、とりわけ LL.M. アドバイザーボードを設立時から設置して、グローバル法務の専門家の意見・助言を取り入れてきた。様々な意見や助言がある中で、とりわけ、本専攻にとって従来から重大な問題点として意識されてきたのが、日本人学生をどのように集めるのか、どのように本専攻を社会的に認知させるのかという点である。この点については、LL.M. アドバイザーボードからは、日本人法曹にとって魅力的なカリキュラムを編成すること、LL.M. の広報活動を実施する上で修了生の進路の把握と公表に努めるべきことが提言されてきた。そのため、LL.M. スタッフ会議は、意欲ある日本人法曹が興味・関心を抱く国際仲裁・調停関係のカリキュラムの編成・充実と留学生の日本での就職支援に取り組んでいる。

また、グローバル人材の養成を目指す本専攻は、その教育と共に、国際的な協力関係に基づく研究も発展させなければならない。この点で、世界展開力事業の採択に合わせて 2016 年に本研究科内に設立されたグローバル法研究所 (Keio Institute for Global Law and Development: KEIGLAD) は、めざましい業績を挙げてきた。すなわち、メコン地域諸国の 6 大学 (ハノイ法科大学・ホーチミン経済・法律大学、タマサート大学、ヤンゴン大学、パニャストラ大学、ラオス国立大学) と提携して、アジアでの法務人材の育成のための共通教材の開発や法の整備のあり方をテーマに、毎年、シンポジウムを開催し、共同研究の成果を 5 冊出版してきた (Comparative Legal Education from Asian Perspective、Challenges for Studying Law Abroad in the Asian Region、How Civil Law Is Taught in Asian Universities、How Constitutional Law Is Taught in Asian Universities、Promoting

the Rule of Law in Asian Dynamics)。こうした国際的な法学教育及び開発法学の共同研究は、アジアでの法学教育・法学研究の新しい潮流として、将来の発展が見込まれる。

<根拠・参照資料>

- ・添付資料 2-8：アドバイザーボード会議議事録（2020年10月2日）
- ・KEIGLAD サイト
<http://keiglad.keio.ac.jp/>

[7 点検・評価の点検・評価]

(1) 長所・課題

本専攻の教育・研究の点検・評価の点検・評価について、LL.M. 自己点検・評価委員会が担うべき役割は、各種専門委員会での問題点と改善点の把握が適切で、その改善に向けた LL.M. スタッフ会議での計画立案に移行し、実効的に実践されていくサイクルを個別的・短期的視点及び俯瞰的・長期的視点に基づいて点検・評価することである。従来からの点検・評価を点検・評価するために、具体的な検証を以下で行うこととする。

従来の点検・評価の検討の中で、個別的・短期的視点からはもちろん、俯瞰的・長期的な視点からも喫緊の課題として浮上してきているのが、日本人学生の入学者数の拡大と留学生の就職支援の強化の2点である。これらの問題点は、LL.M. アドバイザーボードからの意見はもちろん、学習指導委員会、入試委員会及びインターンシップ委員会の各専門委員会からも問題点として指摘されてきており、LL.M. スタッフ会議でも継続的にその改善点を検討してきた内容である。したがって、従来の点検・評価のプロセスは有効に機能してきたともいえるが、それらの問題点を克服する実効性ある措置の構築には時間がかかっている。

第1に、英語で一年の標準修業年限を定める LL.M. は、とりわけアジア諸国からの留学生を主としつつ、南北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカからの留学生も受け入れることができている。ことに、中国をはじめとしたアジアからの入学希望者数は非常に安定的に高水準を保っており、アジア諸国からの JICA や JDS の資金援助を受けた学生も積極的に受け入れている。その中で、先述の通り、ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学（ベトナム）とタマサート大学（タイ）とはダブルディグリー協定を締結している。これにより、今後は、これらの協定に沿った LL.M. 入学生を受け入れ、あるいは、LL.M. 学生を派遣できることになる。また、2020 年度には、国費外国人留学生の優先配置を行うプログラムに採択されたことを前提に、大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生〔特別枠〕）に応募して、フィリピンからの LL.M. 留学生を国費外国人留学生として受け入れることができた。

他方で、アジア以外の地域について、アメリカのワシントン大学とは、2017年3月に、ダブルディグリー協定を締結しており、1年で両大学の LL.M. を取得できるプログラムが存在するが、残念ながら、今まで派遣・受入れの実績はない。これに対して、交換留学協定を

締結している世界各国の大学、とりわけアメリカやヨーロッパの大学からは、毎年毎期、半年間の非正規の留学希望が殺到しており、予算上（留学生の学費を弊学が負担）、受け入れに20名程度の上限があるため、希望者全員を受け入れることができず、その人数調整に苦慮するほどである。これらの留学希望者は、LL.M.での英語での授業を受講できることを希望しているからこそ、LL.M.開設後に、留学希望者数が格段に増加した状況である。この非正規留学生の中から、LL.M.の正規生として入学した者二名（ベトナム出身者とチリ出身者）が現れているのは、LL.M.における教育内容の水準や学生の多様性を確保する上で、非常に好ましいことと判断している。

しかしながら、本専攻に入学する日本人の数には、大きな問題を抱えている。現在まで、在學生に占める日本人の割合は3分の1に満たない数で推移しており、学生の3分の2程度を日本人とした当初の想定から大きく外れている。この点は、LL.M.開設以降、いつも問題として意識されており、LL.M.スタッフ会議やLL.M.アドバイザリーボードでも、議論がされてきたところである。そのため、2019年度からは、国際仲裁・調停関係の分野を精力的に強化して、この分野に関心を持つ日本の若手法曹にLL.M.の利点をアピールするように努力している。とりわけ、英国仲裁人協会（The Chartered Institute of Arbitrators: CIArb）の認証を受けて、2020年度には国際仲裁人の正式資格を得るための授業を実施するカリキュラムを開設できたことにより、これらの授業を契機として、近い将来、日本人のとりわけ若手の実務法曹がLL.M.の教育内容に関心を持ち、正規生として入学するようになることが期待される。

第2に、LL.M.の修了生の就職支援についても、課題が多い。当初は、日本人学生が法律事務所や国際機関への就職を希望することが想定されていたが、実際には、留学生がLL.M.修了後に日本の企業に就職を希望する場合に、その就職のための支援のあり方が課題となっている。すでに、LL.M.学生が、自身の専門性を高めて、社会にアピールしやすくするために、専門認証制度を拡充しつつある。また、インターンシップを契機に、学生が社会を知り、また、社会が学生を知る機会を確保することを重視している。

現在までに、日本国内でのインターンシップについては、法律事務所はもちろん、民間企業でも受け入れ先を広く確保し、開拓しつつあって、毎年毎期、インターンシップを希望する学生を派遣することができている。ただし、LL.M.修了後の就職については、とりわけ留学生の就職で困難に直面している。現在のところ、日本企業の多くは、外国人を受け入れるに当たって、日本語の比較的高い能力を求めている。しかし、LL.M.留学生の多くは、英語は堪能でも、必ずしも日本語に堪能というわけでもないため、日本国内での日本企業の就職が難しいのが実情である。したがって、英語能力と専門知識でLL.M.学生を受け入れることを希望する日本企業とのマッチングを図るために、コンサルタント会社との連携とその具体的な方策を模索中である。

（2）改善・向上のためのプラン

本専攻が短期的・長期的な視点で抱える課題は、上記の通り大きく2点あり、その改善のための見通しとしては、以下の通りである。

第1に、LL.M.への日本人学生の入学者数を増加させるべき点である。この点について、各分野の専門認証制度が、修了生の専門性をアピールしやすい制度として、社会的に認知されることが期待されると共に、先述の通り、国際仲裁・調停に関係する科目の重点化が大きく寄与することが期待される。すなわち、国際仲裁・調停への日本の若手法曹の関心が高いことは、LL.M.アドバイザーボードでも多く指摘を受けているため、英国仲裁人協会(CI Arb)が認定する仲裁人資格を取得できる講座を開設した。この講座の受講を契機にして、日本人のとりわけ若手の弁護士がLL.M.に入学することが期待でき、それを通じて、LL.M.の社会的な認知と評価の向上も期待される。もっとも、この点が社会になかなか周知されていないとも指摘を受けているため、さらなる広報活動に重点を置かねばならない。

第2に、LL.M.修了生、とりわけ留学生の日本企業への就職である。この点もまた、LL.M.の社会的な認知と評価の向上にとって不可欠な項目であるが、日本語能力を求める日本企業との溝は深い。そのため、現在、LL.M.学生と日本企業とをマッチングできる活動を展開しはじめている。すなわち、本研究科は企業法務革新基盤株式会社と基本契約を締結して、LL.M.学生に興味を持つ企業を開拓しつつ、同時に、LL.M.での教育とその成果としての修了生の就職機会の継続的な確保を図ろうとしている。この活動が成果を発揮すれば、LL.M.の社会的な認知と評価も自ずと向上することにより、LL.M.修了生の就職問題も遠からず解決するだけでなく、LL.M.修了生の就職が順調に展開すれば、その情報を基にして、LL.M.入学志願者の増加と入学競争の倍加による優秀な学生を安定的に確保することも期待される。

これら2点の課題を克服するために、本専攻は、その教育内容の魅力を発信しつつ、社会的な評価を得ることに努めることで、日本人学生の受け入れの充実を図り、LL.M.学生の修了後の進路を、学生の希望に沿った形で安定的に確保しなければならない。また、そうすることにより、本専攻の社会的な評価がいつそう高まれば、それによってもたらされる入学希望者数の増大と競争を通じて、より優秀な学生の確保にも繋がることを期待される。こうした重大な課題の認識と改善策の工夫を実現してきたのが、従来からのLL.M.の点検・評価の実績ということができるが、さらに、今後も引き続き、より良いプランの検討をしつつ、点検・評価を継続しなければならない。

終章

(1) 自己点検・評価を振り返って

まずは、本専攻は、法科大学院である法曹養成専攻と併設された、日本で唯一のグローバル系専門職大学院として、「グローバル法務人材」の養成のための「自国」型モデルとして開設されたが、開設からの4年間で、すでに、修了生78名(2021年3月修了見込者5名を含む)、うち法曹資格者29名を、次世代を担うグローバル法務人材として輩出し、わが国の法曹界・ビジネス界のグローバル化に貢献したことは高く評価されよう。修了生の内訳(国籍別)は、日本15名、東アジア25名、東南アジア14名、南アジア5名、北・中南米6名、欧州12名、西アジア・アフリカ1名)であり、アジア、アメリカ、ヨーロッパを中心に、修了生によるグローバル法務人材のネットワークが形成されつつある。特に、世界展開力事業、すなわち、メコン地域諸国(ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー)の6大学(ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学、パニャサストラ大学、ラオス国立大学、タマサート大学、ヤンゴン大学)と協働して、アジア発グローバル法務人材養成プログラム(Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP)を推進することを通じて、本研究科がアジアでのグローバル法務人材養成の拠点の1つに成長したことは特筆すべきである。

教育内容についても、カリキュラムは、欧米にも引けを取らない充実したものであるし、授業については、少人数での活発な議論を中心とした双方向授業が機能しており、LLM. 学生の積極的な受講姿勢がとくに顕著である。専任教員をはじめとして、各授業の担当教員は、それぞれに分野の専門家を集めており、学生の授業に対する満足度も高いことは、授業評価資料からもうかがわれる。開設時に、研究・教育水準の維持・向上を図る旨の指摘を受けているが、この点について、十分な水準を維持しているものとする。

次に、課題であるが、日本人法曹や企業法務スタッフの入学者を増やすことであろう。この間、本専攻が、日本人法曹のリカレントにも一定の寄与をなしたということではできよう。15名の日本人修了生のうち、法曹資格者は10名(うち6名が日本の法曹有資格者)であり、修了後はグローバル法曹として活躍している。しかしながら、開設当初は、定員30名のうち、20名日本人、10名留学生と目標を設定し、日本人の法曹や企業法務スタッフが入學し、海外からの留学生とともに、オン・キャンパスで切磋琢磨し、その相乗効果によってグローバル法務人材養成が加速することを想定していたが、実際には、仕事との両立が難しいこともあり、その規模の学生数を恒常的に確保するには至っていない。海外からの留学生のニーズが高いことから、定員における日本人・海外留学生の比率を見直しつつ、優秀な日本人法曹・企業法務スタッフへ重点的に広報を行い、彼らにとってより魅力的なカリキュラムを開発・提供すること、履修しやすい授業時間の設定が課題となろう。

さらに、国際機関で活躍するグローバル法務人材の養成にも注力を注ぐことが求められよう。開設以来、数名の学生が、ウィーン国連宇宙部、シンガポール国際商事裁判所、JICラオス現地事務所などの国際機関でのインターシップを受講し、また修了後、原子力関係や

薬物関係の国際業務で活躍している。狭き門ではあるが、この分野での人材養成によりコミットすることも本専攻の課題の一つであろう。

また、修了生も78名に達したことから、今後は、修了生の進路把握や就職支援、さらにはアルムナイの組織化も課題となろう。

最後に、自己点検・評価の方法については、専任教員が十数名という小規模な組織であって、専任教員間の意思疎通も容易なため、当初は、LLM. スタッフ会議において、日常的な学事関係の決定のみならず、LLM. の自己点検・自己評価についても、スタッフ会議が実質的に担ってきたが、今回の認証評価を契機にして、2020年11月に、新たに、LLM. に固有の自己点検・評価委員会を立ち上げて、PDCA サイクルに対応できる枠組みを構築するに至ったことの意義も大きいと考えている。すなわち、教育課程連携協議会及びLL.M. アドバイザリーボードでの活動報告とそれに対する意見・助言を、改めてLL.M. スタッフ会議での計画立案に生かしていくというサイクルで、今後も、LL.M. の課題を改善し、長所を伸ばしていくことになる。

(2) 今後の改善方策、計画等について

第1は、日本人法曹や企業法務スタッフが、リカレント教育として、本専攻を学びの場として選択しやすくするための改善である。

まずは、国際仲裁センターの設置など、「司法外交」立国を目指す動きに呼応し、国際仲裁など国際紛争解決分野における人材養成を推進することが重要である。この点については、すでに、2019年度から、世界でもっとも権威のある国際仲裁人養成機関の1つである「英国仲裁人協会 (The Chartered Institute of Arbitrators : CIArb)」の「認証コースプロバイダー (RCP)」として認定を受け、本専攻の所定の認定授業を受講し、単位を修得することにより、同協会の仲裁人や調停人等として認定されるプログラムを開始している。さらに、2020年度からは、「シンガポール仲裁センター (SIAC)」との連携プログラム (授業及びインターンシップ) も始動させている。これらのプログラムについては、正規の学生だけではなく、科目等履修生として多くの日本人法曹が履修することが期待されるので、ここ数年、積極的に広報活動を行い、日本仲裁人協会などの外部団体とも連携し、積極的にこの分野における人材養成を推進して行きたい。

次いで、グローバル法務修士 (LL.M.) のディグリーの専門性を高めて、法曹界・ビジネス界の多様なニーズに応えるために、2018年4月から、専門認証制度を導入している。現時点では、「ビジネス法務 (Business Law)」、「国際紛争解決法務 (International Dispute Resolution)」、「アジア開発と法 (Law and Development in Asia)」、「日本法 (Japanese Law)」、「知的財産法務 (Intellectual Property Law)」の専門認証を行い、すでに34名の修了生に専門認証付の学位を付与している。今後は、専門認証制度と連動させて、ワシントン大学、ハノイ法科大学、ホーチミン経済・法律大学、さらにはタマサート大学とのダブルディグリー・プログラムを推進したいと考えている。

最後に、国際機関で活躍する人材の養成であるが、現在までに、シンガポール国際仲裁センター (Singapore international Arbitration Centre) とのMOUに基づくインターンシ

ップの受け入れや講義の共同開催についても合意しており、また、カンボジア特別法廷 (Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia) が LL.M. 学生のインターンシップを受け入れる協定締結も最終段階にまで進捗しているが、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、これらのインターンシップ等では実現できていない。さらに、世界銀行でのインターンシップの可能性を、現在、検討中でもある。こうした、海外機関でのインターンシップを実現するためにも、国際公法関係の専門家はもちろん、国際刑事法や国際金融法等の専門家を確保する必要があり、この点は LL.M. 開設時に指摘を受けていた点でもあるが、現在は、慶應義塾大学法学部の専任教員や非常勤の弁護士の支援を得られており、LL.M. での専任教員の必要性については、今後も検討を重ねることになる。

さらに付言すれば、法曹養成専攻（法科大学院）の制度改革により、司法試験の在学中受験がスタートする 2023 年に向けて、法曹養成専攻の学生が、司法試験受験後に、本専攻設置の英語での授業科目を積極的に受講し、それを通してグローバル法曹養成に寄与することを計画している。本研究科の学生だけではなく、相互履修制度や科目等履修生制度を活用し、全国の法科大学院の学生に、本専攻の科目を提供することも検討されるべきであろう。

第 2 は、留学生の日本企業への就職である。この点もまた、LL.M. の社会的な認知と評価の向上にとって不可欠な項目であるが、日本語能力を求める日本企業との溝は深い。そのため、現在、LL.M. 学生と日本企業とをマッチングできる活動を展開しはじめている。すなわち、本研究科は企業法務革新基盤株式会社と基本契約を締結して、LL.M. 学生に興味を持つ企業を開拓しつつ、同時に、LL.M. での教育とその成果としての修了生の就職機会の継続的な確保を図っている。この活動が成果を発揮すれば、LL.M. の社会的な認知と評価も自ずと向上することにより、LL.M. 修了生の就職問題も遠からず解決するだけでなく、LL.M. 修了生の就職が順調に展開すれば、その情報を基にして、LL.M. 入学志願者の増加と入学競争の倍加による優秀者の安定確保も期待される。